

# コメントアル アメリカ社会学会倫理規約 1997

早崎・高橋・阿波・市原・根矢・岡田

※以下、1997年に改訂された『アメリカ社会学会倫理規約（「アメリカ社会学会職業倫理委員会における方針と手続き」を含む）』の各節に関して、日本語訳を前置した上で、3年次生6名が討論に基づいてコメントを付している。但し、必ずしも6人全員がすべてのコメントに同意しているわけではないことを付記しておく。（樫田美雄）

## アメリカ社会学会倫理規約

導入	133
序文	134
一般原則	134
原則 A：職業能力	135
原則 B：誠実	135
原則 C：専門的、科学的責任	135
原則 D：人権、威儀、多様性の尊重	135
原則 E：社会的責任	135
倫理基準	136
1 専門的科学的基準	136
2 能力	136
3 専門的知識の表現と悪用	136
4 委任、監督	137
5 差別をしないこと	137
6 摺取をしないこと	137
7 嫌がらせ行為	138
8 雇用決定	140
8.01 公平な雇用に関する諸実践	
8.02 被雇用人についての義務	
9 利害の対立	141
9.01 職業上の基準の順守	
9.02 情報開示	
9.03 個人的収益の回避	
9.04 職場における決定	
9.05 職場外における決定	
10 公の発表	142
10.01 公の発表	
10.02 他者による陳述	

11 秘密の保護	-----	143
11.01 秘密の維持		
11.02 秘密性の制限		
11.03 秘密の議論とその制限		
11.04 情報の使用可能の予想		
11.05 秘密情報の電気伝達		
11.06 原点の匿名性		
11.07 プライバシーの侵害の最小化		
11.08 秘密情報の保護		
12 インフォームド・コンセント	-----	148
12.01 インフォームド・コンセントの範囲		
12.02 インフォームド・コンセントの方法		
12.03 学生と従属者に対するインフォームド・コンセント		
12.04 子どもへのインフォームド・コンセント		
12.05 調査における虚偽的な行為の使用		
12.06 記録技術の使用		
13 調査の計画、実行、普及	-----	153
13.01 計画と実行		
13.02 予期していなかった研究の機会		
13.03 調査参加者に対する誘因の申し出		
13.04 調査における報告		
13.05 資料の共有		
14 盗用	-----	155
15 著作権表記	-----	156
16 出版過程	-----	156
16.01 出版社に対する草稿の提出		
16.02 資料の模倣発表		
16.03 編集者の責任		
17 調査者の責任	-----	159
18 教育、教授、そして訓練	-----	159
18.01 教育プログラムの管理		
18.02 教授と訓練		
19 契約及び専門的助言を与えるという業務	-----	161
20 倫理規則への固執	-----	161
20.01 倫理規則への精通		
20.02 倫理問題へ立ち向かうこと		
20.03 倫理論争における当事者の公正な取り扱い		
20.04 他人の倫理違反についての報告		
20.05 倫理委員会との協力		
20.06 不適切な不満の申し立て		

## 導入

アメリカ社会学会倫理規約は、社会学者の専門家としての責務や行動の基礎となる原則や倫理基準を提示している。これらの原則や基準は、日々の職業活動を振り返る際のガイドラインとして用いられるべきである。それらは社会学者に規範的な陳述を制定し、社会学者が業務上遭遇するおそれのある問題に手引きを与えるものである。

アメリカ社会学会倫理規約は、イントロダクション、序文、五つの一般原則、特殊倫理基準から構成されている。この規約はまた、非倫理的態度への訴えを提起、調査、解決するための手引きを記述しているアメリカ社会学会職業倫理委員会の規則や手引きを伴うものもある。

規約の序文や一般原則は、社会学者を社会学の高尚な理想へと導く向上的目標である。序文や一般原則は強制規則ではないが、行為の倫理的方針に行き着く際、社会学者に論じられるべきであり、倫理基準を解釈する際倫理学全体によって論じられるであろう。倫理基準は社会学者の態度に対して強制規則を提示するものである。倫理基準の大部分は様々な役割において社会学者のために広く書かれたものであり、倫理基準の応用は文脈に依存するため変化するであろう。倫理基準は完全なものではない。とりわけこの倫理規約によって言われていない態度が、必ずしも倫理的であったり、倫理的でなかつたりするわけではない。

アメリカ社会学会の会員であることは、会員がアメリカ社会学会倫理規約やアメリカ社会学会職業倫理委員会の信条や手引きの厳守を約束することである。会員は学会に加入するとすぐに、この義務と規約に違反すると会員権剥奪を含む制裁を受けるおそれがあるということを言い渡される。倫理規約を条件としているアメリカ社会学会会員は、ただその活動が彼らの仕事に関連のある役目をなし影響を与えているか、その一部である場合のみ、実際の所その活動は社会学的な場合のみ、これらの倫理規約のもとで評価されるかもしれない。社会学者らの職業任務の遂行とは関連せず、影響を及ぼすことのない個人的活動は倫理規約を必要としない。

## 〈コメント〉

このアメリカ社会学会倫理規約は、社会学者が日々の職業活動を振り返る際のガイドラインとして用いられ、専門家としての責務や行動の基礎となる原則や倫理基準である、とされている。

このように、アメリカ社会学会では倫理規約は社会学者にとって必要不可欠なものとされている。この点から見れば、倫理規約の存在しない日本社会学会は何とも遅れていて、早急に倫理規約を作成する必要があるようと思われる。

だが、ここでここまで一度、倫理について考える必要があるように思われる。つまり、人々はどのようにして倫理のような〈規則〉に従っているのか、ということについて考える必要があると私は思うのだ。このような問い合わせを発するとき、私はヴィトゲンシュタインの次の二節を思い起こす。「われわれのパラドクスは、ある規則がいかなる行動の仕方も決定できないであろうと言うこと、なぜなら、どのような行動の仕方もその規則と一致させることができるから」[Wittgenstein,1953=1976:162]という一節を。つまり、人々が規則

に従うとき、そこには人々の解釈が入り込む余地はないということである。また、社会は、あるいは社会秩序は人々の意図とは無関係に成立している、と言うこともできる。

従って、社会学者の意識改革をねらって倫理規約を作成しても、社会学者の意識は変わらない。私は倫理規約を作成するなどといったことは、社会の（上述してきたような）原理を踏まえているはずの社会学者がする行いではないとさえ思う。

したがって、日本社会学会は倫理規約を作成していないからといって、必ずしもアメリカ社会学会に後れをとっているわけではないし、早急に倫理規約を作成する必要もない。むしろ、日本社会学会の方が社会学に誠実であると私は思う。

このコメントを通して私が言いたかったことは、倫理などといったものは社会にとって必要なないものだ、ということである。

## 序文

この倫理規約は社会学者がそれに基づいて専門的科学的作業を築きあげるための共有価値を分節化している。規約は、社会学者が職業上遭遇する状況を保護するために、一般原則と規則とを用意するものである。それは個人や集団の社会学者に対する福祉や保護を第一の目標として掲げている。研究、教授、実習、業務における最も可能性の高い水準を強く望むことは社会学者各々の個人的責任である。

社会学者の業務上の態度に対する一連の倫理基準の発展は、倫理的行為する終身努力への個人的献身を必要とする。すなわち、それは学生、指導者、被指導者、雇用者、被雇用者、同僚による倫理的振る舞いを促すことであり、倫理的問題に関して他者と議論することである。各社会学者は、個人的価値感、文化、経験から描出される手引きに基づいた倫理規約に規定されている価値観や規則に違反するのではなく、それを補うべきである。

## 〈コメント〉

ここでは、この倫理規約は必ずしも十分なものではないため、倫理的問題に関して他者と議論する必要性があると記されている。イントロダクションの〈コメント〉でも既に述べたように、私の考えは一貫して、倫理は必要ない、というものである。従って、私はまた倫理的問題に関して他者と議論することなど必要ないと考える。というのは、人々は規則を解釈して従っているわけではないからだ。また、社会学会においても、人が倫理に従う必要があるかどうかについて、話し合われる必要はないと考える。

## 一般原則

以下の一般原則は向上的であり、様々な文脈における行為の倫理の方針決定をする際に、

社会学者のための手引きとして役に立つものである。それらは職業上の態度の高尚な理想を示している。

#### 原則 A：職業能力

社会学者は仕事において能力の最高水準を維持するよう努力している。すなわち、彼らは専門的知識の限界を認め、教育、訓練、経験によって適任とされた仕事を引き受ける。彼らは専門的な能力を維持するために継続した研修の必要性を認めている。すなわち、彼らは職業上の活動において能力を確保するために必要とされている適切な、科学的、専門的、技術的、管理上の資源を利用するのである。

#### 原則 B：誠実

社会学者は研究、教授、実習、業務のような職業上の活動では、他者に対して正直で公正で礼儀ただしい。社会学者は自分たちや他人の職業上の福祉を故意に危険にさらすやり方で行動してはならない。社会学者は信頼や信用を与えるやり方で業務を遂行する。すなわち、彼らは故意に間違っていたり、誤解を招いたり、虚偽的な陳述をしてはならないのである。

#### 原則 C：専門的、科学的责任

社会学者は最高の科学的専門的水準を厳守し、業務責任を受け入れる。社会学者は共同体を形成していることを理解し、専門的活動に対して理論的、方法論的、個人的立場を認めないとときでさえ他の社会学者に敬意を示している。社会学者は社会学における公的信頼を重んじ、倫理的振る舞いとその信頼を構成している他の社会学者のそれを気にかける。常に同僚が平等に権限を共有するように努める一方で、社会学者は同僚が平等に権限を共有するための欲望が決して倫理的振る舞いに対する共同責任に勝らないようにしなくてはならない。隨時、彼らは非倫理的行動を妨げ避けるために同僚と議論する。

#### 原則 D：人権、威厳、多様性の尊重

社会学者はすべての人々の権利、威厳、価値を尊重する。彼らは職業上の活動においてバイアス（偏見）を取り除くよう努め、年齢、ジェンダー、人種、エスニシティ、国籍、宗教、性的志向性、身体障害、健康状態、結婚状況、家庭状況、親であることに関わることの地位に基づいた差別のどんな形態をも許容してはならない。彼らは弁別的な特性を持っている人々の集団に仕え、教授し、研究する際、文化的、個人的、役割的差異に敏感である。業務に関わる活動の全てにおいて、社会学者は自分達自身とは異なる価値観、態度、意見を持っている人の権利を認める。

#### 原則 E：社会的責任

社会学者は自分達が住み働いている共同体や社会に対する専門的科学的責任に気がついている。彼らは、応用し公共の利益に貢献するために彼らの知識を応用し、公共のものにする。研究を引き受ける際、社会学の科学的知識の前進や公共の利益の生産に努めなければならない。

### 〈コメント〉

しつこいようだが、このような一般原則も必要ない。しかし、原則Dにおいては少し話は違ってくる。ラベリング理論の大いなる成果に基づけば、差別は、倫理の問題とは関係なく社会が存続する限り、原理的になくなるものではない。それゆえ、被差別者救済のために、差別が起きたときの処置は徹底すべきである。

## 倫理基準

### 1 専門的科学的基準

社会学者は研究、教授、実習、業務において道理にかなった責任ある可能な範囲で最も高度な水準を厳守している。彼らは科学的専門的起源ある知識に頼っている。すなわち誠実さと威厳に伴た行為を厳守している、つまり業務に関する役割や活動を引き受ける際に虚偽、當てにならない、非文書的陳述を避けることを厳守している。

### 2 能力

- (a) 社会学者は研究、教授、実習を指導し、教育、訓練、指導経験、適切な専門的経験に基づいた能力の限界の範囲内で業務を提供する。
- (b) 社会学者は研究、教授、実習を指導し、新しい領域における仕事の能力を確保するための道理にかなった処置を手に入れた後においてのみ、それらの領域において業務を提供する
- (c) 研究、教授、実習、業務に従事している社会学者は彼らの活動分野における最新の科学的専門的情報の認識を維持し、彼らが用いるスキルにおいて能力を維持しつづけることを約束している。
- (d) 社会学者の個人的事情が専門的業務を妨げたり、学生、被指導者、被験者、依頼人、同僚、科学上の、教授上の、相談上の、他の職業上の義務のある人々に対して、害を及ぼすかもしれないときは、活動することを慎んでいる。

### 3 専門的知識の表現と悪用

- (a) 社会学者が専門的判断を与え専門的知識を公開する研究、教授、実習、業務、他の状況において、彼らは正確にそして公正に彼らの領域や専門的知識を表現する。
- (b) 社会学者は、倫理規約における標準の違反を要求しそうな個人あるいは集団のク

ライアントやスポンサーからは、補助金、契約、相談事務、割り当ての仕事を受け入れない。

社会学者は、違反を発見しそれを修正することができないとき、そのような活動から身を退く。

- (c) 社会学者の科学的専門的判断や行動は他者の生活に影響を及ぼすおそれがあるので、彼らは知識、専門的な判断、権威の悪用を導くような個人的、金銭的、社会的、組織的、政治的要因に油断なく警戒している。
- (d) もし社会学者が仕事上の悪用や誤った陳述に気づけば、それらを訂正あるいは最小限にするために道理にかなった処置をとる。

#### 4 委任、監督

- (a) 社会学者は学生、被指導者、被雇用者へ適切な訓練と監督を与え、これらの人々が確実に、十分に、倫理的に業務を成し遂げるのを監視するために道理にかなった処置をとる。
- (b) 社会学者は学生・被指導者・被雇用者に、教育・訓練・経験に基づいたこれらの人々が自主的にあるいは与えられた監督の水準で成し遂げると正当に予想されうる責務を委任する。

#### 5 差別をしないこと

社会学者は、年齢、ジェンダー、人種、エスニシティ、国籍、宗教、性的志向性、身体障害、健康状態、結婚状況、家庭状況、親の社会的地位、法によって禁止されている他のどんな適当な基盤に基づいた業務においても、差別に携わらない。

#### 6 摹取をしないこと

- (a) 利益が個人的であろうと、経済的であろうと、職業的であろうと、社会学者は直接的間接的指導の権威、評価する権威、あるいはその他の権威を持って、学生、被指導者、被雇用者、研究参与者などの人々を摳取しない。
- (b) 社会学者は、例えそれが学生、被指導者、被雇用者、調査参加者であったとしても、性的な関係を持つ人を直接監督したり評価する権威を行わない。

### 〈コメント〉

従来、差別は意識の問題とされていた。従って、倫理のようなもので人々の意識を変えれば差別はなくなる、と考えられていた。しかし、差別の問題とは、そのような意識の問題なのではなく、(一般原則の〈コメント〉でも少し触れたが)人々がどのようにして差別を差別として判定するか、といったラベリングの問題なのである。

このことは、差別に限ったことではなく社会のあらゆる問題に言えることである。例えば、犯罪の問題もラベリングの問題である。年末にスピード違反が増えるのは、それが年末だからなのではなく、警察の取り調べが増えるからなのだ。

社会学の業績において先頭を走っているアメリカ社会学会が、その社会学の成果を踏まえず、学会にこのような倫理基準を設けるというのは真に奇妙なことである、と私は思う。

## 7 嫌がらせ行為

社会学者は、学生、被指導者、被雇用人もしくは調査参加者を含めてどんな人の嫌がらせ行為にも従事しない。嫌がらせ行為とは下品で、悪態をついたり、不快であるような、または、専門的あるいは職場的環境を険悪なものにするようなものであり、単独であれば集中的で激しい行為、複数回に渡れば持続的で幅広い行為である。性的嫌がらせは、性的な言い寄り、肉体的 requirement また言葉によるもしくは言葉によらないそれ自身で性的であるふるまいを含むものである。人種の嫌がらせ行為とは、言葉によるもしくは言葉によらない人の人種やエスニシティを理由として不必要で、誇張されたもしくは正当でない注意または非難を含むものである。

### 〈コメント〉

7の嫌がらせ行為には、研究内容が嫌がらせ行為となるものも含まれているのだろうか。言論や出版などを含む表現の自由をめぐって猥亵文書や名誉毀損、プライヴァシーの権利などの諸問題があるが、社会学者が研究をする際にもこの問題はたびたび現われるものであろう。

次に、嫌がらせ行為の定義についてみてみる。7で挙げられている嫌がらせ行為の中の性的嫌がらせは2つのタイプにわけることができる。労働省女性局編の『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』という冊子を参照する。

#### 「対価型セクシュアルハラスメント」

職場において行われるものです。

女性労働者の意に反する性的な言動に対する女性労働者の対応によって、その女性労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。

…（中略）…

#### 「環境型セクシュアルハラスメント」

職場において行われるものです。

女性労働者の意に反する性的な言動により、女性労働者の就業環境が不快なものとなつたため能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その女性労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じることです。(労働省女性局[1998:25])

性的嫌がらせだけでなく、嫌がらせ行為全般においてもこの2つのタイプに分けることは可能だと思う。その場合、「対価型」は、職場において、労働者の意に反する嫌がらせに対する労働者の対応によって、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益をうけること、「環境型」は、職場において、労働者の意に反する嫌がらせにより、労働者の就業環境が不快なものとなつたため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業する上で見過ごせない程度の支障が生じることと定義できるだろう。ASA倫理規程ではこの「環境型」と「対価型」の区分がなされていない。というのは被害者が受ける労働条件に関する不利益についての言及がないからである。けれどもこれだけでASAの規定が不適切であるとも言えない。なぜならば「環境型」、「対価型」の区分に関する別書の定義、すなわち、責任をとるべき主体に関する定義が存在するからだ。「対価型」の場合は行為者自身であり、「環境型」の場合は職場管理者とする定義である。

次に、職場内で嫌がらせを受けた被害者の観点から7について考えてみる。まずここでいう「職場」とは会社などの固定した空間のみを指すのではなく労働者の業務遂行の場と捉え、参考に先程挙げた『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』から引用する。

#### 「職場」とは

事業主が雇用する労働者が業務を遂行する場所です。労働者が通常就労している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば職場になります(労働省女性局[1998:24])。

職場内で嫌がらせが起きた場合、被害者となった被雇用者はことを荒立てて職場に居づらくなるのを避けて泣き寝入りをすることが多い。それは被雇用者の立場が「雇われている」という弱い立場であるためである。このようにただでさえ声をあげにくい立場にある被雇用者は勇気をだして訴訟を起こしても、原告の立場になれば今度はその嫌がらせであると主張している行為の違法性を証明しなければならない。こういったことを考慮して、法制度も被害者の側に立ったものにすべきである。より弱い立場にある人を救済しようとする法制度を考える上で参考にするためにアメリカの公民権法第7条をみてみたいと思う。職場における言葉によるまたは身体的嫌がらせにあった場合、雇用に関してはこの公民権法第7条(タイトルVII)に基づいて訴えを起こすことができる。その事例として次に挙げる事件がある。

Elison対Brady事件<sup>(1)</sup>(1991年連邦控訴裁判所第9巡回区)では、嫌がらせが険惡な職場環境を生み出すほどに苛酷であるかまたは広範であるかを決定するに際しては、「合理的な女性」の基準が適当であるとされた。事実審では、原告が同僚から「ラブ」レターを受け取り、また執ようにデートの誘いがあったが、これを「取るに足らない」として訴えを認めなかった。第9回巡回区裁判所はこの判断に同意しなかった(Claire[1991=1997:218])。

裁判所のいう「合理的な女性(Reasonable woman)」は、女性は「強姦や性的な暴行の被害者となる比率が高いのであるから、女性は性的な行動についてより

強い懸念を抱くものである」(Claire [1991=1997: 218-219])と考えられた。

このようにより弱い立場に立脚したものになっている。さらに、雇用主の責任もその立場から追求するものになっている。

タイトルVIIは過失に依拠する不法行為の体系をとっていないため、職場での行為は、嫌がらせを行なう者がこれを自覚していなかったとしても違法であるとすることができる。使用者は責任を回避するためには、自らの労働者を教育し自覚を持たせ、合理的な被害者であれば嫌悪感を抱くような行為を無くさなければならないこともある(Claire [1991=1997: 219])。

被害者である原告は、仮に裁判に勝ったとしても裁判後にまた不利となる状況に追い込まれる可能性がある。タイトルVIIはその点にも配慮している。

タイトルVIIは差別であるとの告発をしたり、同法が違法とする慣行に反対することに参加したりした個人に対して報復をすることを禁止している…(中略)…。Rutherford v. American Bank of Commerce事件<sup>(2)</sup>では、原告女性が被告との雇用の終了後に、差別の訴えを提起したという情報を、新たに使用者となるかもしれない者に提供することは、原告はその時点では労働者ではなかったとしても同法の違反となると判示された(Claire [1991=1997: 221])。

以上のようにみてきたわけだが、職場における嫌がらせ行為を禁止する場合、加害行為について言及するのみでなく、被雇用者などへの教育や被害者の保護にも配慮すべきである。

## 8 雇用決定

社会学者は雇用に関する決定に関与する場合、雇用を募集する場合、雇用を終了しようとする場合に、最高水準の倫理に従うことに拘束される。

### 8.01 公平な雇用に関する諸実践

(a)雇用に関する決定に関わるとき、社会学者はすべての完全雇用、パートタイム雇用に対して均等な機会と公平な取り扱いを保証するためにあらゆる努力をする。社会学者は年令、ジェンダー、人種、エスニシティ、国籍、宗教、性的志向、身体障害、健康状態、婚姻状況、家庭状況、親であることに関わる地位といったものに基づいて、あるいは法によって禁止される他のいかなる基準においても以下のようなことについて差別しない、すなわち雇用、昇進、給料、取り扱いにおいて雇用に関わる他のいかなる条件においてもあるいは経歴開発計画に関わることにおいても差別しない。

(b)雇用に関する決定に関わるとき、社会学者は雇用や昇進、終身雇用権(tenure)や雇用の終了に必要な条件を具体的に挙げて、そしてこれらの条件を残らず完全雇用・パートタイム雇用される者、雇用内定者に伝える。

- (c)雇用に関する決定に関わるとき、社会学者は公平な雇用規則を伝え受け、この情報を被雇用者に伝え、また完全雇用・パートタイム雇用される者のための公平な雇用に関する実践を支える環境を作り出させることに対して責任をもつ。
- (d)雇用に関する決定に関わるとき、研究や発表をする際に、存在する全ての制限についてを社会学者は完全・パートタイムの雇用内定者に伝え、そして研究や学問上の活動を制限するようないかなる条件も充分な理解に達するまで話し合われる。

## 8.02 被雇用人についての義務

- (a)雇用を募集する場合、社会学者は雇用内定者に専門的技能や経験に関する正確で完全な情報を提供する。
- (b)ある仕事を完全にもしくは一時的に終了する場合、社会学者は彼らの雇用主に適切な通告をし、終了したことで生じるマイナスの影響を減少させるための道理にかなった処置をする。

## 9 利害の対立

社会学者は彼らの専門的仕事において最高水準の高潔さを保ち、利害の対立や対立の出現を避ける。社会学者の個人的、または経済的な関心のせいで彼らの専門的仕事のやり方に偏りが生じた際、利害の対立は起きる。研究や教授、実習、業務において、社会学者は利害の対立を引き起こしそうな状況に対して注意をし、そして対立を回避するための適切な行動をし、または適切な関係者にその対立に関する情報開示をする。

## 9.01 職業上の基準の順守

社会学者の個人的もしくは財政上の利害、また彼らの雇用主もしくは依頼人に関係なく、社会学者は(1)収集、分析、資料の解釈(2)研究の報告(3)教授、職業上の発表または社会学的知識の社会における普及(4)契約・相談・業務提供の適切な活動をはっきりさせたり、実施する、以上のことをするにあたって専門的基準また科学的基準を守る。

## 9.02 情報開示

社会学者は専門的仕事のスポンサーに対して、または公的な発言、著述において、経済的な援助に関連のある出資元や雇用主、依頼人との間の、明らかなあるいは可能性のあるような利害対立の個人的または職業上の関係を情報開示する。

## 9.03 個人的収益の回避

- (a)全ての状況の下で、社会学者は内密の状況において受け取った情報や資料を許可がない場合、もしくはその情報が一般的に入手できるようになるまでは、使ったり、入手しようとしない（例えば、原稿を批評したり、投稿論文批評委員会【proposal review panel】に務めることによって得た知識）。

(b)全ての状況下で社会学者はその雇用主や依頼人の許可なく仕事や依頼人との関係で得た情報や資料から利益を得ようとしない。

#### 9.04 職場における決定

職場において、社会学者は利害対立や対立の出現を避けるために、可能性のある偏った提携や関係を注意深く綿密に調べられるように適切な処置をする。研究、教授、実習、業務において、そのような可能性のある偏った提携や関係とは、家族、仕事、親密な個人的友情、社会学者自身がもつ強い対立や相違（以上のことに限定されるわけではないが）を含む。

#### 9.05 職場外における決定

職場外における職務上の活動に関して、社会学者は全ての状況下でもし個人や組織が偏った提携や関係をもっているなら、その個人や組織から報酬を得たり、または利益を分配したり、与えなかつたりする討議や決定に従事することを控える。これらの偏った提携や関係とは以下のものである、1) その決定で利益を得られる組織での現在の雇用またはそうなると思われる雇用 2) その決定が利益となると思われる組織の現在の役員や委員会のメンバー 3) ある個人がその決定から利益を得る同じ組織での現在の雇用者とまたは雇用予定者 4) 個人としてその決定から利益が得られる配偶者、家庭のパートナー、近い親戚 5) 個人としてその決定から利益を得る現在の仕事のパートナー、専門的職業のパートナー、研究協力者、被雇用人、被指導者、学生。

### 10 公の発表

社会学者たちは専門的業務、資格、専門的知識のもの、研究からの成果や出版についての公の発表においてこれらの発表がその社会学者自身のものか他人からのものであるかどうか最高水準の専門的基準に従う

#### 10.01 公の発表

(a)社会学者は全ての公の発表の正確さを保証するための処置をする。そのような公の発表とは（以下に限定されるわけではないが）ちょうど次のようなものが含まれる：個人の身上書、履歴書、宣伝、パンフレット、印刷物、メディアへのインタビュー やコメント、法定手続による陳述、講義や口頭発表、もしくは他の出版物。

(b)社会学者は彼らの研究、実習、他の研究活動、これらに関係する人々、彼らが会員となっている組織に関することで、発言、公表、提案、もしくは書き落としによつて間違っていたり、誤解を招いたり、虚偽的な公の陳述をしない。そのような行為とは（以下のことに限定するわけではないが）社会学者の(1)訓練、経験、能力(2)学位(3)資格(4)組織または協会への所属(5)業務(6)料金(7)出版や研究上の発見に関する誤りや虚偽的な陳述である。社会学者は彼らの専門的業務のための科学上の基

盤、専門的業務の結果、専門的業務からもたらされる成功の地位に関することで誤りがあったり、虚偽的な陳述をしない。

- (c)社会学者が公の講義や実地講習、ラジオやテレビ番組、録音済みのテープや郵便物、または他のメディアなどの手段によって専門的助言やコメントをする際、彼らは(1)その陳述が適切な研究、論文や実習に基づくものであること(2)もしくはその陳述が倫理規約と合致したものであること、それらを保証するための充分な措置をとる。

## 10.02 他者による陳述

- (a)自身の研究結果、専門的業務またその他の活動を促進するための公の陳述を、作成したり、載せるために他者を従事させたり、雇った社会学者はそのような陳述に対しても責任を持つ。
- (b)社会学者は、彼らが直接従事させたり、雇ったり、管理下におかない他者（雇用主、出版社、スポンサー）が彼らの専門的研究、教授または実習活動に関する虚偽的な陳述を作成しないように充分な努力をする。
- (c)報道機関、ラジオ、テレビ、もしくは他のコミュニケーションメディアを通じて仕事をする際、またはメディアの中で広告する際、社会学者は起こりうる利害対立、またはそな対立の出現（例えば、彼らがそのメディアの被雇用者に対して報酬を渡さない）を認識し、そして彼らは学者としての最高水準の誠実さ（例えば、彼らは有給の広告を引き受けたことを認める）に従う。

# 11 秘密の保護

社会学者は秘密の情報の保護を保証する義務がある。義務があるのはなぜかというと、社会学者は研究の誠実や調査参加者とのオープンな交流を確実にするためであり、かつ研究、教授、実習、業務で得られた機密情報を保護するためにこの義務がある。秘密の情報を収集する時、社会学者は、公文書館で保管が可能な情報、または、他の研究者や専門家による情報の調査も含めて、情報の長期使用に注意すべきである。

## 11.01 秘密の維持

- (a)社会学者は調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、その他の人々の秘密の権利を守るために道理にかなった措置をとる。
- (b)たとえ、秘密の情報を守るための法律上の保護や特権がなくても、調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、その他の人々によって得られた内密の情報は、社会学者によって、その秘密は維持されるのである。社会学者は内密な情報を保護する義務があり、調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、他の人々に不公正な妥協となる方法を用いて入手された内密の情報を認めない。
- (c)内密の理解の下で得られた情報は、もし、その情報の価値がなくなった後でさえも、秘密は維持される。

- (d)社会学者は効力のある専門委員会、審査委員会、顧問グループ（例えば、アメリカ社会学会職業倫理委員会）などの場合も含めて、審議、活動、機能の内密性が誠実であることを維持する。
- (e)社会学者は口頭上であろうと、文書上であろうと、学術的な相談、指導、または助言の下で得られた学生の記録、遂行資料や個人的な情報の秘密を可能な限り保護する。
- (f)秘密の維持の義務は、研究仲間や訓練中のチーム、そしてその情報を利用できる共同研究組織にまで及ぶ。内密の情報を利用できる保証は制限されており、秘密を保護するために必要な手段をとることとスタッフに指示することは、研究者、管理者、主な調査者の義務である。
- (g)他の人々や組織によって収集された個人に関する私的な情報を使用するときは、社会学者は個人を特定するような情報の秘密を保護する。個人を特定するような情報が付帯される形で公にされない情報であると個人が当然予期できる場合（例えば、医療や雇用の記録）、情報は私的なものである。

#### 11.02 秘密性の制限

- (a)社会学者は秘密性を保証することを制限したり改正される可能性のある法律や規則の全てについて完全に熟知しなければならない。社会学者は絶対的の秘密性を保証することで社会学者の能力を決定し、適切な範囲で、調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、他の人々に、最初に 11.02(b)で述べる倫理基準に沿った秘密の保証のあらゆる制限も知らせる。
- (b)社会学者は調査参加者、学生、被雇用者、依頼人、他の人々に明らかに健康状態や生命に危機を及ぼす情報に気がつくというような予期せぬ状況に直面するかもしれない。これらの場合において、社会学者は秘密性を保証することの重要性と、この倫理規約における他の原則、行為の基準における他の原則、効力のある法における他の原則とを比較する。
- (c)公的な場や、公で行われた活動、またはプライバシーが法律や慣例で規定されていないその他の場合での情報に関して秘密性は必要とされない。また、同様に、公的記録から得られる情報に関しても秘密性は必要とされない。

#### 11.03 秘密の議論とその制限

- (a)社会学者が科学的で専門的な関係を人々と築くとき、彼らは(1)秘密の適切な制限について、(2)彼らの専門的な研究を通して生み出された情報の使用について予想可能な限り議論する。
- (b)もし、秘密の議論が適したものでなかったり、逆効果のものでなければ、その議論をすることは、最初は人間関係を生じさせるものであり、その後は新しい状況としてその関係保証するであろう。

#### 11.04 情報の使用可能の予想

- (a)研究がデータベースや記録のシステムにおいて個人を特定するような情報を維持す

る必要があるときは、社会学者は情報が公に利用できるようになる前にそのような個人を特定する情報を削除する。

- (b)調査参加者や依頼人、その他の業務の受け手に関しての秘密の情報が、関係者の事前の同意なしに人々に利用できるデータベースや記録のシステムの中に入れられているとき、社会学者は個人を特定する情報を含めないことで、あるいは個人を特定する情報の発表を隠したり、統制する技術を用いることで匿名性を保護する。
- (c)個人を特定するような情報を削除するのが不適切なとき、社会学者は他人にそのような資料を移転したり、他人によって収集されたそのような資料を評価する前に個人を特定可能な人物の適切な同意が前もって得られているということを確定するために道理にかなった処置をとる。

#### 11.05 秘密情報の電気伝達

社会学者はあらゆる資料や情報でも伝達したり、転送したり、公のネットワーク上で公表するときに細心の注意を払う。公のコンピューターネットワークのような技術導入の使用によって彼らの専門的、科学的な情報を権限の与えられてない人に公開する可能性があるときは、社会学者は秘密性の維持の問題や機密資料や機密データの管理に対して注意を払う。

#### 11.06 原典の匿名性

- (a)社会学者は、もし、個人や法律上の代理人からの同意が得られなければ、調査参加者、学生、個人または組織の依頼人、または研究の過程で得られた業務の受け手に関しての内密でかつ個人的な情報を彼らの著作物、講義、または公のメディアで情報開示していない。
- (b)秘密の情報が科学的、専門的な発表において使用される場合、社会学者は調査参加者、学生、個人または組織の依頼人、またはその他の業務の受け手がが本人であることを示すものを隠す。

#### 11.07 プライバシーの侵害の最小化

- (a)プライバシーの侵害を最小限にするために社会学者は文書や口頭の報告、相談、そして公の発表において、その発表等がなされた目的に密接に関係する情報のみを含ませる。
- (b)社会学者は調査参加者、学生、被指導者、被雇用者、そして個人、または組織の依頼人に関する秘密の情報や評価的データというものはただ、適切な科学的、専門的目的についてのみ、そして、ただそのような目的のみに明白に関連する人々との間のみ議論する。

#### 11.08 秘密情報の保護

- (a)社会学者は記録、資料または情報の所有が法律や組織の原則によって管理されているということを認識しているとき、記録、資料、または情報がこの倫理規約の必要条件に沿った内密な方法で保護されることを保証するために、道理にかなった処置

をとる。

- (b)社会学者が死亡したり、能力を失ったり、その地位、実務から退いた場合にも、社会学者は秘密の記録や資料、情報が保護されるために前もって備える。
- (c)社会学者は秘密の記録や資料、情報を他の人々や組織に転送するとき、その記録、資料や情報の受け手は少なくとも元来誓約されたものと同等の水準で秘密を保護するための手段を用いるということを保証する。

#### 〈コメント 1〉

平成 10 年度徳島大学の社会調査実習で厚木基地問題と住民運動に関する調査においても秘密が保護されるようにしていた。郵送による調査票調査でもインタビュー調査においても個人的な情報が多く含まれており、その情報は私的なものであるので、個人を特定する情報の秘密性を保護することは改めて重要だと感じた。

情報の秘密性について注意したことを挙げてみる。

まず、インタビュー調査の行き帰りには調査票を紙袋の封筒に入れて持ち歩いた。これは調査票をそのままの状態で持ち運ぶことを防ぐためであり、また、記入されている調査票の内容が外に漏れないようにするためにある。インタビュー調査の帰りに、道路や地域内のコンビニ、喫茶店などの外で調査対象者の話をしないことにも注意した。極端な場合、私たちがインタビュー調査のために宿泊していた旅館においても、話し合いのとき以外は情報の秘密性を保護するために調査対象者の話をしてはならなかった。これらのこととは、このアメリカ社会学会倫理規約における 11.01 の秘密の維持の(a)、(b)において述べられていることである。

情報の秘密性について注意したことは、回答が記入されている郵送調査による調査票、インタビュー調査による調査票の両方とも勝手に複製することの禁止である。これらの調査票には個人的な情報が多く含まれており、社会学的にデータを分析する以外の目的で使用してはならない。もし、そのデータの複製が必要なときにはそれがデータ分析に必要であるということを指導教官に申し出て、複製の許可を得る。もし、複製すると時に、間違って複製したならば、間違ったものをシュレッダーにかける。また、インタビューを録音したテープを勝手に持ち出すことを禁止していた。インタビュー調査時に録音した内容をすべて文字化したデータを勝手に持ち出すことも同様に禁止されていた。もし、それらのデータが分析において必要ならば、先に述べたように指導教官の許可を得てから複製をする。これらのこととは、私たちが収集した資料の管理の重要性を維持することであり、これは、この倫理規約では 11.08 の秘密情報の保護において述べられていることではないだろうか。

また、情報の秘密性について注意したことは、調査結果を公表するときに、実名を隠すことである。公表する前に、個人を特定できるデータは、個人を特定できない形で提示するかまたは、インタビュー調査で得た情報に関しては個人のデータを公表するということを本人に確認を取らなければならない。個人を特定できない形にすることは、氏名をイニシャルの形で発表するか、イニシャルでも個人を特定されてしまうのならば、それに付随するデータも個人を特定できない形で提示する（例えば、氏名と役職で個人が特定で

きるのなら、氏名をイニシャルにし、役職はすべての役職を役員に統一するなど)。このようにして、秘密性を保護するために、情報が個人が特定できないように努力した。このことは、この倫理規約では、11.04 の情報の使用可能な予想、11.06 の原典の匿名性において述べられている。

以上のようなことを調査後、データを取り扱う上で注意してきた。実際に自分たちで調査を行ったことで、個人の情報を他にもらさないこと、個人の情報の秘密性を維持することは調査をする上で、調査対象者に対する最低限の礼儀ではないかと私は感じた。

情報の秘密性に関して、調査・研究における個人の情報の秘密性が保護されるということは当然のことであると感じたが、その情報が公的な個人、例えば政治家などの場合、情報が私的なものであるのか、公的なものであるのかという境界線をどこで引くのかが問題ではないかと思った。

#### 〈コメント 2〉

情報が公的なものであるか、私的なものであるかといふのは社会が決定する。社会が公的な情報と認めたものは公開されて当然であり、文句も言えない。また、私的な情報であっても本人が公開してもよいと決定したなら、それは公的な情報となる。情報が公的なものか、私的なものかという決定には本人の意思は含まれない。政治家などの公的な人物の婚姻関係などの私的な情報は、公的なものであるので、本人の意思とは関係なく情報開示されるのではないだろうか。なぜなら、政治家などの私的な情報が政治的問題と絡んでくる場合、私権は制限され、社会はその情報を公的なものとしてみなすであろう。

しかし、公的な個人の情報をどこで私的なものと、公的なものとを判断するのだろうか。次の判例で公的な個人における情報公開をみてみる。

【著名事件名】「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決

【事件名】回収広告掲載等請求事件

【裁判年月日等】平成 1 年 6 月 23 日/東京地方裁判所/民事第 37 部/判決/昭和 61 年(ワ)第 13809 号

【裁判結果】一部認容、一部棄却

【上訴等】控訴

【裁判官名】石垣君雄 高野伸 吉田徹

【要旨】1. 本件肖像写真の公表は明示の意志に反しあえて行ったものであること、撮影方法および写真内容がひそかに居宅内の私生活をのぞき見たものであることなどに照らすと、精神的苦痛を慰謝するための金額は一〇〇万円が相当である(「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決)。

2. 一 人が自己の居宅内において他人の視線から遮断され、社会的緊張から解放された形で個人の私生活を営むことは、人格的利益として何よりも尊重されなければならないから、居宅内における容貌、姿態を第三者が無断で写真撮影し、広く公表することは、被撮影者に一層大きな精神的苦痛を与える不法行為を構成するものである。

二 本件写真は、夕刻、隣の外側から撮影者が背伸びをして、居宅の一室であるダイニングキッチンでの姿態を撮影し、承諾なしに多数の発行部数を有する雑誌に掲載したものであるから、その撮影および掲載は共に人格的利益を侵害する行為といえる(「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決)。

3.一 文学者の将来の再婚相手の肖像写真の撮影および出版物への掲載は、当該文学者の社会的、文学的活動および評論とはかわりあいがないことから、公共の利益に関する事実とは解し難いこと、夕刻、帰越しに居宅内をのぞき見るような形態で撮影された常軸を逸したものであることから違法性阻却の余地はない。

二 個人の肖像写真の撮影および出版物への掲載による人格的利益の侵害による請求は、名誉毀損とは異なり、社会的評価の低下が要件となるものではないし、その容貌、姿態が過去に公表されたことがある者について、その後の異なる機会に行われる無承諾の写真撮影および公表まで受忍しなければならない理由はないから、いずれも違法性阻却事由として斟酌されない（「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決）。

4.肖像権に基づく妨害排除および予防措置としての、本件雑誌を所持する一般読者に対する回収協力を呼びかける内容の新聞広告等の掲載、全国の図書館への閲覧者に対する注意喚起のための付箋の送付、その貼付を依頼する通知などは、はなはだ不確実で実行性に欠けるものといわざるをえないことから、法的救済方法としては適切かつ相当なものとはいひ難い（「週刊フライデー」肖像権侵害事件第一審判決）。

5.写真週刊誌による肖像写真掲載が、公共の利益に関する事実の報道に必要な手段として公益を図る目的のもとに行われたものか否か、仮にそうだとしても、当該写真の内容、撮影手段および方法が右報道目的からみて必要性・相当性を有するか否か、という観点から検討して、それが違法であると判断された事例。

この文学者の私的な生活の場での情報は保護され、他人によって公表してはならないという判決が出た。

政治家などの公的な個人性が強い個人を除いて、社会の情報開示の要求は減少しており、プライバシーの権利を保護、個人的な情報を保護する傾向が強くなっているように思える。つまり、公的な個人の私的な情報は、これから今よりも保護されていくのではないかと思う。

## 12 インフォームド・コンセント

インフォームド・コンセントとは人間に関する科学的研究の基本的な倫理的教義である。社会学者はこの規約で明細に述べられている別のものを除いては、対象者または対象者の法律的に権限を与えられた代理人のインフォームド・コンセントなしで、研究対象者として、人を巻き込まない。社会学者は研究者の専門的知識や権威による対象者に対する不当な影響やちょっとした圧力の可能性を認識し、そしてまた、インフォームド・コンセントの手続きを設計しようとする際にこれを考慮する。

### 12.01 インフォームド・コンセントの範囲

(a)研究を行っている社会学者は調査参加者、または法律的な権限を与えられた代理人から同意を得る。それは、(1)発表、相互作用、介在といったどんな形を通しても調査参加者から資料が収集されたとき(2)観察や報告が行われていないだろうと個人が

当然予想できるような私的な状況において、調査参加者のふるまいが起こるときである。

- (b) 同意が最も重要であるにもかかわらず、社会学者は同意を求めるかもしれない。それは、(1)その研究が調査参加者にごくわずかな不利益しか伴わないとき、(2)もし、インフォームド・コンセントが必要されたとしたならば、研究が実際的には遂行することができないときである。社会学者は研究の倫理上、同意の放棄が組織の審査委員会や、そのような委員会がないときは別の専門的知識を備えた権威のある団体から承認を得るということを認識している。そのような状況の下で、11.02(b)で述べられたものでなければ個人を特定するあらゆる情報の秘密性も、保護されなければならない。
- (c) 社会学者は同意を得ずに、公的な場で研究を行ったり、公で利用できる個人に関する情報（例えば、公的な場でのありのままの記録、公の記録の分析、公文書研究）を使用するかもしれない。もし、そのような状況の下で、社会学者がインフォームド・コンセントの必要性について少しでも疑問を持つならば、社会学者はそのような研究を続ける前に、組織の審査委員会、そのような委員会がないときは研究の倫理における専門的知識のある他の権威ある団体で協議する。
- (d) 弱い立場の人々（例えば、若者、最近の移民、精神的な病気の人）に対して調査を始めるとき、その調査が自由意志的性質を持っていると理解され、そして同意が強要されないように保証するために特別な注意を払う。他の全ての点においても、社会学者は12.01(a)～(c)で述べた原則を守る。
- (e) 社会学者は研究のためのインフォームド・コンセントを得るために、効力のある州政府や連邦政府の規則そして、そこで効力のあるその組織の審査委員会の要求事項に精通し、その規則に従う。

## 12.02 インフォームド・コンセントの方法

- (a) インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者は研究を行う前にまず、調査参加者または法律的な代理人との協定を結ぶのだが、その協定においてその研究の性質や調査者の義務・責任を明らかにすることを始める。
- (b) インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者は理解可能で、調査参加者や法律的な代理人に敬意を表すような言葉を使用する。
- (c) インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者はその研究の最中や、その後においても、研究のあらゆる側面について質問することのできる機会を調査参加者や彼らの法律的な代表者に提供する。
- (d) インフォームド・コンセントが必要とされたとき、その研究の性質を調査参加者や彼らの法律的な代表者に知らせる。つまり、社会学者は調査対象者に参加することや参加を継続することは自発的なものであるということを述べる。また、社会学者は調査参加者の積極的参加に影響すると予期されるような重要な要因（例えば、参加することで生じる不利益や利益の可能性）を調査参加者に知らせる。そして、社会学者は予想される対象者に研究の他の側面について説明し、彼らの質問に答える。また、もし可能であれば、社会学者は研究の参加への拒否や参加の取り消しによつ

- て調査参加者に不利益が生じないことを説明し、拒否や取り消しによって生じるであろうあらゆる結果も説明する。もし、適用できるなら、11.02(b)で述べたような秘密の制限の範囲にまで、社会学者は秘密性を明確に述べる。
- (e)インフォームド・コンセントが必要とされたとき、社会学者は述べられた同意について記録する。社会学者は同意が口頭上や、または文書上での同意をも含む1つの過程であるということを認識している。
- (f)社会学者は 11.02(b)で述べた他に、予期せぬ状況が起こる場合を除いて、インフォームド・コンセントの方法の一部として調査参加者の全ての責任・義務を守る。

#### 12.03 学生と従属者に対するインフォームド・コンセント

社会学者自身の機関や組織において、学生や従属者である調査参加者に対して調査を始めるとき、社会学者は調査対象者となるであろう人を参加の拒否や取り消しによる有害な影響から守るために細心の注意を払う。

#### 12.04 子どもへのインフォームド・コンセント

- (a)子どもへの調査を始めるとき、社会学者は 12.01(b)で述べられたような、同意が必要とされない状況を除いて、そのような同意を得られる範囲で、調査に参加する子どもたちの同意を得る。
- (b)子どもへの調査を始めるとき、社会学者は親や、または法律上権限を与えられている保護者の同意を得る。社会学者は親や保護者の同意を得ない場合がある。それは、(1)その調査が調査参加者にとっての最小の不利益であるとき、(2)仮に、同意が必要とされるとしたならば、調査が実際的には遂行することのできないものであったとき、または(3)親や保護者の同意が子どもを守るために道理にかなった必要条件がないとき（例えば、ほうっておかれたり、虐待された子ども）である。
- (c)社会学者は子どもや親、または保護者からの同意を得ないことについて組織の審査委員会、そのような委員会がなければ研究の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体からの承認を必要とするということを認識している。そのような状況の下で、個人を特定するあらゆる情報の秘密性も 11.02(b)で述べられた別 の方法がなければ保護されなければいけない。

#### 〈コメント 1〉

インフォームド・コンセントに関して、特に、子どもや高齢者などの社会的弱者に調査するときにどのようにインフォームド・コンセントを行うかが調査をする上で重要ではないだろうか。私は、現在、訪問看護におけるワークプレイス研究を行っているが、その方法として、実際に訪問看護を受けている方にインタビュー調査、参与観察をしている。訪問看護を受けている方は、当然であるが、体が健康であるとは言えない。体に何らかの障害を持っており（例えば、左半身が麻痺している、寝たきりである、足が不自由である、いつ発作が再発するかわからない状態である、体に何らかの不安を抱えているなど）、また、高齢の方がほとんどであり、どちらかと言えば、社会的弱者であるように思われる。

そういう方に調査する場合、インフォームド・コンセントをどのようにすれば調査に協力していただけるのか考えてみた。調査対象者の方たちのほとんどの方に社会学的な専門知識はないため、社会学というものの、インタビューというものを知らなかつた。そういう方たちに調査の主旨・目的・性質を的確に明確にわかりやすく述べるためには、専門的な言葉を用いずに安易な言葉で述べることが最低限必要なことであると思われた。調査の目的を理解してもらうためには、調査対象者の視点に立って、調査対象者が理解できるような、つまり、誰でも理解できるような言葉で、説明することが、インフォームド・コンセントの第一歩であると私は思う。このことはこの倫理規約の 12.02 インフォームド・コンセントの方法(b)で述べられている。また、調査対象候補者の中には言葉が話せない方もいて、その方は言葉は話せないが意志表示はできた。言葉が話せなくても意志表示ができれば、本人にインフォームド・コンセントをすべきであり、そうするように心がけている。また、そのような方の場合、家族の方に調査の協力を依頼する。また、訪問看護を受けている人を統括している団体があるので、その団体にも調査の趣旨・目的を理解しやすい言葉を用いて説明し、調査の協力を依頼する。

また、調査の目的・趣旨を説明してもあまりわからなさそうな人にどれだけ情報提供すべきかということも問題であるが、できる範囲で、最大限情報提供をすべきであるのではないだろうか。

インフォームド・コンセントを行う際に何よりもまず、本人の意思を尊重することが大切である。

#### 〈コメント 2〉

1998年10月28日、岡山大学医学部付属病院で生体肺移植手術が行われた。この手術は国内初の生体肺移植手術であった。この手術は患者の肺をすべて切除し、代わりに、妹の右肺の一部と、母親の左肺の一部を、それぞれ切り取って移植した。生体肺移植では、健康な人体にメスに入る倫理上の問題の他、ドナーの肺が回復せず、呼吸機能が低下するなどの不安もある。肺は肝臓のように細胞が増殖して元通りの大きさに回復せず、再生力がない臓器で、ドナーの肺活量は15パーセントほど低くなる。生体肺移植のドナーになるには、術後の生活がある程度不便になることを覚悟しておく必要がある。したがって、事前に十分な説明を行って、同意を得るインフォームド・コンセントが尽くされなければならない。徹底したインフォームド・コンセントが必要であると思われる。生命に危機を及ぼす度合いが高くなればなるほど、事前の十分な説明が要求されるのではないだろうか。

また、この生体肺移植手術は、同学内の倫理委員会によって、1997年10月に承認されたのであるが、学内の倫理委員会のみでなく、中立的な第三者委員会を通す必要があったのではないだろうかと私は考える。医療機関における医者と患者との上下関係は非常に強いものである。医者は強い特権を持つ一方、患者は圧倒的弱者となる。圧倒的弱者である患者を守るためにも第三者を入れた方が良かったのではないだろうか。社会学の場合においても、同じことが言えるであろう。セクハラのような強者と弱者の関係が成立する場合、調査において、被害者を守るために弁護士や外部委員などを第三者として入れるべきであろう。

### 〈コメント3〉

12.01 で規定されている情報公開であるが、徳島大学で荒木絹子が行っている「居酒屋厨房における相互行為分析」においては客から取材の承諾をとっていないのだが、それは12.01(c)に相当するとの判断があったからであろうと思われる。

### 12.05 調査における虚偽的な行為の使用

- (a) 社会学者は虚偽的な技法を使用しない。(1)虚偽的な技法を使うことが調査参加者にとって有害ではなく、その研究において予想される科学的、教育的、または応用的な価値観において正当化され、かつ、虚偽的な技法を使わずに虚偽的な技法を使うことと同等に効果的で、代替的な手続きが予期可能でないときは虚偽的な技法を使ってよいが、それを決定できなければ虚偽的な技法を使えない。かつ、(2)彼らが組織の審査委員会や、そのような委員会がなければ、調査の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体から承認を得られなければ実行できない。
- (b) 社会学者は、その調査が調査参加者の積極的参加意志に影響を与えるであろう重要な見地、例えば身体的危険や不快、もしくは不愉快な感情経験のようなものについて調査参加者をだますことは決してない。
- (c) 虚偽的な技法がその調査の計画や手法において必要不可欠な特徴である時、社会学者はその調査の終結までに調査参加者が持つ恐れのあるあらゆる誤解の修正を試みる。
- (d) まれに、社会学者は研究者であることが知られていたならば実行不可能である研究を引き受けるために、自らの正体を隠すことは必要であるかもしれない。そのような状況の下では、社会学者はもしそれが調査参加者にとっての最小の不利益であり、彼らが組織の審査委員会、そのような委員会がなければ調査の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体から承認を得られれば、その調査を引き受けれる。そのような状況の下では、前の 11.02(b)に別の方法で定めていなければ、秘密は保護されなければならない。

### 12.06 記録技術の使用

社会学者は、もしそれらの活動が公的な場での単なるありのままの観察でなかったり、その記録が使用されることによって、個人の身元を証明したり、損害を引き起こす可能性を予期されないのならば、ビデオを撮ったり写真を撮ったり、その他いかなる様式においても、記録する前に調査参加者や学生、被雇用人、依頼人や他の人から、インフォームド・コンセントを得る。

### 〈コメント〉

社会学者は、調査において特別な事情の場合でなければごまかし行為を使わず、さらに倫理規範に照らし合わせて、組織の審査委員会の許可がなければ用いることができない、ということから、調査参加者に対する徹底した配慮が伺えた。

## 13 調査の計画、実行、普及

社会学者は、調査の誠実さを促進するための義務と調査の計画、実行、普及において、彼らが学問の倫理規範に従うことと保証する義務がある。彼らは知識を促進したり、その結果が誤解される可能性を最小限にしたり、調査参加者の権利を守るためにそのようにする。

### 13.01 計画と実行

- (a)調査の計画と実行において、社会学者はその結果が誤解される可能性を最小限にする。
- (b)社会学者は、調査参加者やその調査によって影響される他の人の権利や福祉を保護する手段を取る。
- (c)社会学者は、彼らの調査において健康や生命を脅かすやり方で、活動や彼ら自身のふるまいを調査参加者や他の人々に強制しない。
- (d)調査の計画と実行において、社会学者は調査の対象になっている人々や、影響を受けるであろうすべての人々に関する専門的評価について、社会学者と協議する。
- (e)調査の計画と実行において、社会学者は前もって倫理規則に定められている場合、その倫理の容認性を熟考する。もし、最善の倫理にのっとった実習が不明瞭であるならば、社会学者は組織の審査委員会、それがなければ調査の倫理における専門的知識を備えた他の権威ある団体と協議する。
- (f)社会学者は彼らの指導や権威の下で、彼らやそれ以外の人によって、行われる調査の倫理行動に対して責任がある。

### 13.02 予期していなかった研究の機会

もし教授や実習、業務や非専門的活動の過程の中で、社会学者が以前には予期していなかった研究に着手したいと思えば、彼らの研究趣旨を明らかにしたり、その研究が倫理規範、特に秘密性とインフォームド・コンセントに関する規範に一致して着手できる研究である、ということを保証するための処置を取る。そのような状況の下では、社会学者は組織の審査委員会、それがなければ調査の倫理を備えた専門的知識のある他の権威ある団体の承認を得ようと努める。

### 13.03 調査参加者に対する誘因の申し出

社会学者は、調査参加者の参加を得るため、特にそれが参加を強要する可能性のある場合には、過度の、もしくは不適当な金銭や他の誘因を提供しない。社会学者は入手可能であり、適度の誘因であれば供給してもよい。

### 13.04 調査における報告

- (a)社会学者は、予期されない事情（例えば、調査者の健康）や雇い主、契約者や依頼との独占契約が普及を不可能にする、という場合を除いて、彼らの調査の発見を普及させる。
- (b)社会学者は発表や提示において、資料を偽造したり、結果に不正に手を加えたりし

ない。

- (c)彼らの研究を提出する際、社会学者は彼らの発見をすべて報告し、関連がある資料を除外しない。彼らはその予想された結果を、彼ら自身が支持するか、それとも否定するかを報告する。
- (d)社会学者は彼らの調査の発見と解釈において、関連のあるすべての条件を十分に述べることを特に注意する。また社会学者は、基本的な前提や仮説、方法、手段、そして彼らの研究の発見や解釈を圧迫する恐れのある調査の計画も発表する。
- (e)方法と分析の、十分な情報開示の精神と矛盾せずに、一度、発見が公的に普及されれば、社会学者は他の信頼できる調査者によってなされたそれらの評価の公開と、研究関係者の匿名を保護するための効力のある、適切な予防策について、他の信頼できる調査者によってなされた証明を公開することを許可する。
- (f)社会学者は、もし彼らの発表や提示の資料の中に重要な誤りを発見したら、彼らはそのような誤りを訂正するために修正したり、取り消したり、正誤表を発表したり、他の公的な公開討論会を行うなど、適切な手段をとる。
- (g)社会学者は、彼らが学術論文を書く際の経済的な援助の出所を報告したり、スポンサーとの特別な関係を表示する。特別な事情の場合、もし社会学者がその保証人の性質や利害について適切で、かつ十分な記述を規定すれば、彼らは具体的なスポンサーの名前を控えてもよい。
- (h)社会学者は、発表や教義・実施や業務背景において、他の人の研究を提出する際、正確な知識や引用を用い、他の人の学識の結果を正確に報告することを特に注意する。

### 13.05 資料の共有

- (a)社会学者は、通常の慣例として資料や関連する文書を共有する。社会学者は雇用者や契約者、依頼者との独占契約がそのような共有を不可能にした場合や、資料を共有したり、その資料の内密性と調査参加者の無名性（たとえば民俗学の聞き込み調査による未開拓な土地の記録や詳細な情報）を保護することが不可能な場合を除いては、彼らの資料をその計画実現や重要な発表の後で役立たせる。
- (b)社会学者は、資料の共有が可能なときはいつでも調査の計画の不可欠な部分として資料を共有することを予期する。
- (c)社会学者は、研究関係者の利害と一致した方法で資料を共有し、彼らが得た情報の秘密を保護する。彼らは法律的に要求されようとされまいと、もし必要ならば消去技術を他人の発表に用いて、資料が共有される前に個人情報を取り除き、資料の内密性を保護する。
- (d)公文書館に資料を別の方法で保管していない社会学者は、その結果の発表や普及後の適当な期間、その調査について利用可能な資料を保存したり、専門知識の記録を保管する。
- (e)もし必要ならば社会学者は、彼らの資料にそれ以上の分析を要求する人に対して、それに関連して増加する費用を負うことを要求してもよい。
- (f)さらに進んで分析している他の人の資料を使う社会学者は、最初の調査者の研究内

容を引用したことを明確に知らせる。

#### 〈コメント〉

この項目から、社会学者にとって組織の審査委員会や倫理規範というものは、彼らの研究において非常に大きく影響している、ということを感じた。研究に取り掛かる際でも、一度組織の審査委員会から承認を得なければ取り掛かることのできない研究がある、ということを知り、社会学者は調査を計画、実行、普及する際、調査参加者の権利や福祉を守るために、倫理規範に基づいた作業をひじょうに厳密に行っている、という印象を受けた。

13.04(g)について、社会学者は「金銭的に援助を受けた出所や名前を公表しなければならないが、特別な事情の場合には公表しなくても良い」とある。では、ここで言う「特別な事情」とはどういう場合を言うのか。それは、例えば調査対象者自身であったり、匿名であることを条件に遺産相続をしてくれたりした場合などを指す。

したがって、そのような場合にはそのような事情である、ということを述べれば、スポンサーの具体的な名前の公表を控えることができるのである。

## 14 盗用

- (a) 発表、提示、教授、実習、業務において、社会学者は他の人が行った調査の資料や題材を一言一句そのまま使ったときには、それが発表されていようといまいと、電子的に利用できようとできまいと、明確にその著者のものであると認め、正当に評価し、参考文献表をつける。
- (b) それらの発表、提示、教授、実施、業務において、社会学者はその研究がそのまま引用されていなかつたり、言い換えられている場合でさえ、他人の研究の使用に対する承認と言及を与え、他人の研究が発表されていようといまいと、また電子的に利用できようとできまいと、彼ら自身の研究として提出しない。

#### 〈コメント〉

普段のレポート提出の際に、きちんと参考文献表をつけるように言われている背景に、このような倫理規範が存在していたのだ、ということを知った。一言一句そのまま抜き出した場合には表記しなければならない、ということは思うが、それを参考にして自分なりの言葉に言い換えた場合でもきちんとそれに言及しなければならない。これは、今後の課題提出の際に、注意しなければならない点であると感じた。

## 15 著作権表記

- (a)社会学者は、彼らが実際に果たした研究や、彼らが貢献した研究にだけ、著作権を含む責任と権利を獲得する。
- (b)社会学者は、その出版に当たっての第一著作権者とその他の著作者の表記は、社会的地位には関係なく、研究に参加している諸個人について、その個人の研究への貢献度にしたがう、ということを保証する。著作者の社会的地位を主張したり、確定する場合には、社会学者は調査と執筆の過程における主要な関係者の貢献を正確に反映しようと努める。
- (c)学生は、どんな複合的な論文でも、実際にその学生の学術論文や論文から引用した場合には、主要な著者として常に記録される。

### 〈コメント〉

「第一著作権者と、その他の著作者の表記は社会的地位には無関係になされなければならない」とあるが、実際にはその様なことはきちんと行われていないようである。

例えば、学生が訳した翻訳を教授が自分の翻訳として出版したり、ゼミ中の発言を論文として発表された、ということがよくあるらしい。

その実例として、筑波大学の博士論文に関する事件を挙げておく。

\*論文無断引用した日体大教授が辞任 '94.7.14 朝刊 34 頁

日本体育大学(東京都世田谷区)前学長の稻垣安二教授(64)が博士論文に他人の論文を引用した問題で、稻垣安二前学長は、13 日までに大学運営主体の学校法人日本体育会に辞表を提出、受理された。稻垣安二前学長が博士論文を提出した筑波大学は、4 年前に授与した学位を 5 月末に取り消している。  
[著作権者：朝日新聞社]

\*名誉教授の推薦見送る 無断引用の関与で筑波大学 '94.10.17 朝刊 30 頁

筑波大学(茨城県つくば市 江崎玲於奈学長)が、今年の 5 月、日本体育大学(東京都世田谷区)の稻垣安二元筑波前学長(64)に授与した博士号を取り消した問題で、体育科学系の教員会議が 4 月、博士論文の指導教官である筑波大学元教授(63)=今年 3 月末、定年退職=の名誉教授への推薦を見送ったことが 16 日分かった。

元教授は教え子の修士論文を前学長に渡し、前学長の博士論文の 75 %は、この論文の引き写しだった。  
[著作権者：朝日新聞社]

## 16 出版過程

社会学者は出版に携わるときには最高水準の倫理を、そして著作者や編集者であるときには最高の批評水準の批評過程を厳守する。

### 16.01 出版社に対する草稿の提出

- (a)複数者の著作物である場合、社会学者は出版社に研究を提出する前に、他のすべての主要な著作者と話し合い、草稿提出に関して相互に受諾し得る同意を打ち立てる。
- (b)専門雑誌やシリーズものの本、編集される本に草稿を提出するとき、複数投稿を許容する、という明確な編集規定が公に公開されていなければ、社会学者は最初に出版を主張した出版社に著作権を与える。社会学者は最初の出版社から公的な決定や、その草稿の却下がなされないうちは次の出版社に草稿を提出しない。雑誌やシリーズ物の本、編集される、本に草稿を投稿している社会学者は、公的な掲載許可が出されるまでは、草稿を取り消すことができる。
- (c)社会学者は多様な出版社に本の草稿を提出してもよい。しかし、一度契約に署名すると、道理に適った理由がなければ、社会学者は出版社から草稿を取り消すことはできない。

#### 16.02 資料の模倣発表

社会学者は、彼らがどこか他の所で発表した資料や発見を発表するとき、彼らは正式な承認によってそれらの発表を行う。

#### 16.03 編集者の責任

- (a)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、社会学者は規範の適用に公平で、個人的、もしくは観念的なえこひいきや悪意なしに仕事をする。編集者として、社会学者は利害の潜在的対立を認識している。
- (b)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、社会学者は内密性を維持する、という慣例に従って、批評過程の内密性を保証し、学生を含む編集スタッフを指導する。
- (c)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、重要な誤りや倫理違反(例えば、盗用や科学的な不始末)が受諾後に発見されなければ、社会学者は引き受けたすべての草稿を出版社に発表する義務がある。
- (d)雑誌やシリーズ物の本の編集者として仕事をするとき、評者の身元を明らかにすることを本人から許可を受けなければ、評者の匿名を保証する。編集者は編集スタッフがこの慣例に従う、ということを保証する。
- (e)雑誌の編集者として仕事をするとき、社会学者は草稿が採用にふさわしいと認められなかった場合や、採用が認められるまでの期間、また雑誌の仕事が認められた、ということが別のやり方で知られていない間は、著者の匿名を保証する。
- (f)雑誌の編集者として仕事をするとき、社会学者はすべての草稿にタイムリーな批評を与えるための処置をとり、その批評の価値についての質問に即座に答えるための処置をとる。

#### 〈コメント〉

まず、二重投稿とはどういうものであるか、ということについて、社団法人日本超音波医学会編集委員会では、次のような注意がなされている。

## 二重投稿の注意

近年、同じ内容の論文を2種類の雑誌に投稿することが問題となっている。社団法人日本超音波医学会編集委員会としては、以前に出版されたものまたは現在投稿中の論文と比較して、以下の全てに該当する内容の論文を二重投稿とみなして採用しない。

- 1、対象が基本的に同じであること
- 2、方法が同じであること
- 3、結果・考察に新しいものがないこと

また、以下の点も掲載の採否の参考とする。

- 1、既報の論文と比較し、読者に新しい情報が与えられないこと
- 2、既報の論文を故意に引用していないこと

言語に関しては、超音波医学が邦文、英文と両者を掲載することを鑑み、国内、国外に問わらず、著書・論文として出版されたものすべてがこれに該当する。ただし、従来の日本超音波医学会研究発表会講演論文集、抄録集は該当しないものとする。掲載後に判明した二重投稿に対しては、その論文の撤回の旨を超音波医学誌上に掲載することとする。

さらに、二重投稿の禁止は初出の場合のみであって、初出以外であれば、最初に出版した出版社や雑誌に許可を得れば、二重投稿にはならない、となっている。

「最初に著作権を与えた出版社に投稿した後で、重大な誤りに気づいたときには草稿を取り消すことができる」と書かれている。そうすると重要な誤りに気づいて草稿を取り消す、ということは、つまり契約が切れるわけだから、たとえそこが最初に出版を主張した出版社であっても著作権を与えなくてもよくなる。そしてその後、さらに有名な出版社と契約することは十分可能である。

その様な事例は実際にあり得ることで、訴えられる可能性があるという。しかし、そのようなことを訴えた場合には、「あの出版社は著作者に対して厳しい」といううわさを流してしまい、出版社側にとって不利になってしまふ。したがって上記のような事態が起こつても、ほとんどの場合訴えられることはない。そうすると、これを利用した投稿が増加する危険が残るのでないだろうか。

しかし、実際にそのようなことを行い、仮に訴えられなかつたとしても、学会内でそのようなうわさが広まってしまい、学会内の立場が悪くなり、学者生命に関わるために、ほとんどこのようなことが起こらないのである。

次に、16.03(a)について。「社会学者は編集者としての立場であるとき、規範の適用に公平で、個人的、もしくは観念的なえこひいきや敵意なしで仕事をする。」とあるが、実際にはそのようなことは正しく行われていないのではないだろうか。常に公平でありつづけることは思った以上に困難である。たとえ全く関わりのない人の論文を批評する、という手段を取ったとしても、自分と考え方が違う人の研究を公平に批評することは困難であろう。では、そのような場合どうするのか。

まず、ここで「自分と考え方が違う」という立場を二通りに考える。一つ目は、非学問的

立場の違う場合、二つ目は、学問的立場の違う場合である。

非学問的立場の違う場合、例えば観念的なものの考え方などが違う場合に、相手に不利益が被るような行きをすることは 16.03(a)で禁止されている。

しかし、学問的立場の違う場合はそう簡単にはいかない。本来批評というものは、学問的立場の違う人を落とすためのものなので、学問的立場の違う人に対して公平に、不利益が被らないように取り計らうことは困難である。ではこのような場合はどうするのか。一般の雑誌などに草稿を提出する場合には、学問上の立場が同じ所に投稿すれば良いのである。だから、もし同じ学問上の立場の人がいない場合には新しく作れば良い、ということになる。しかし、学会などの様に機関紙が一つしかない場合には新しい立場を作る、などということは不可能である。そのような場合には、学問的立場が違う、ということによつて不利益を被らないような配慮が為されているが、機関紙の立場が偏ったものになる、ということは避け難いことであろう。

## 17 調査者の責任

- (a) 発表、支持の認可、もしくは他の評価をする目的で提出された資料を批評する場合に、社会学者はその過程の内密性と、そのような情報を提出した人の所有権を保証する。
- (b) 社会学者は利害の対立を発表したり、利害の対立があった他人の研究に対する批評の要求を断る。
- (c) 社会学者は、その批評過程が偏見を持たれるかもしれないと思ったときや、その批評過程の誠実さについて疑問を持つときには、他人の研究に対する批評の要求を断る。
- (d) もし、彼らが以前に批評した草稿や本、提案を批評することを依頼されたら、それが再評価の依頼である、ということが明らかでないならば、社会学者はその批評を要求した人(例えば編集者や企画者)に、それはすでに批評がなされている、ということを知らせる。

## 18 教育、教授、そして訓練

社会学者は教育者、指導者、訓練者として、社会学的教育の質や、教える人教えられる人という関係の誠実さを保証するために、最高基準の倫理に従う。

### 18.01 教育プログラムの管理

- (a) 教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者は、以下のことを確実にしようと努める。それは、プログラムが十分に鍛られたものであり、プログラムが適切な

経験を与え、そしてプログラムによって目標達成するために作られた諸主張が、目標達成することである。

- (b) 教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者は、プログラム内容の正確な記述があること、訓練の目的や目標があること、プログラムが満足いく完成度に達するための必要条件があることを保証しようと努める。
- (c) 教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者は、院生助手や非常勤講師が、教えなければならないことの実践的知識や、生徒の学習の促進に必要な教授技術を持つことを保証するための処置を取る。
- (d) 教育や訓練プログラムに対して責任がある社会学者には、大学院生に対して、倫理が専門家準備の一つとして教えられるものであるということを保証する義務がある。

#### 18.02 教授と訓練

- (a) 社会学者は教授責任を誠実に実行する。彼らは適切な技術や知識を持つか、さもなくば適切な訓練を受けている。
- (b) 社会学者は自分たちの講座、特に扱っている主題、評価の根拠、そして講座で経験することの性質については、最初から正確な情報を提供する。
- (c) 社会学者はテキスト、講座内容、講座の必要条件、そして経済状況やその他の誘因以外の教育基準に基づいた単独での能力分けに関して決定する。
- (d) 社会学者は、教授助手（ティーチングアシスタント）や教授練習生に対して、適切な訓練と監督を与え、それらの人々が、責任もって立派にそして倫理的に教授責任を実行することを保証するために道理にかなった処置をとる。
- (e) 社会学者は、個人的敵意や同僚との学問上の考え方の違いが、生徒や被指導者が同僚に接近するのを妨害したり、生徒や被指導者の学習、学問の進歩、または専門的発展の邪魔をすることを許さない。

#### 〈コメント〉

社会学者が社会学者としての役割を果たすとき、それは自分自身に対するものだけでなく、指導をする立場としての責任と義務もあるということから、一方通行でない幅広い視野を持つことが大切だと思った。そして、一貫した教育を行うためにも、判断の基準となる倫理規約は重要な役割を果たしていることになるであろう。

また、指導者としての立場に立つために、社会学的な専門知識だけでなく指導のテクニックも必要となってくるが、今の日本の社会においては、教授法の訓練を受けていない者が大学教授として教壇に立つ場合など、指導者としての責任の不徹底さも残っているのではないかと思う。その背景には、従来大学という機関が研究機関としての働きを重視されていたということがいえるが、大学の大衆化により教育機関としての需要が高まった。その点において、ASAが促進している教授法の訓練を受けた教育者<sup>(3)</sup>の普及は賞賛すべきものであろう。これは、アメリカの大学の大衆化に伴って、社会学者を教育者として育てようというASAの考えによるものであるが、日本においても大学の大衆化が爆発的な勢いで進んでいることから、今後のより一層の普及が望まれる。

しかし、ドイツにおいて大学教授になるためには、学位取得ののち、研究の業績を積み、ハビリタツィオーンと呼ばれる大学教授資格を取らなければならない。この資格を取得するには大変難しく、教授に対する重要性の確立が伺える。

## 19 契約及び専門的助言を与えるという業務

- (a)社会学者は、その場に適切な専門的知識の案の内容や方法、テクニックについて知っているときに限り、補助金、契約、相談を引き受ける。
- (b)補助金、契約、相談を受けたとき、社会学者は適切な情報とテクニックに基づいて、専門的な仕事の結果を出す。
- (c)補助金、契約、相談の計画実行のための経済的な支援を受けたとき、社会学者は、予定通りに仕事を完成するために道理にあった努力をする。
- (d)補助金、契約、相談を受けたとき、社会学者は専門的な仕事の内容を正確に文書化し、適切に保有する。
- (e)調査、相談、その他の業務のための契約上の手続きが確立したとき、社会学者はできる限り最初に、個人的、団体的、組織的というような、依頼人との関係の質を明らかにする。この解明は、実行される業務の種類、供給される業務として考えられる使用法、学術的または発表目的として社会学者が将来使う可能性、それらの業務執行のための予定表、そして報酬や勘定書の手続きが適切に行われることを含む。

### 〈コメント〉

社会学者が契約等を行う場合に限らず、相手のある仕事をするに当たって最低限度の誠実さを持って接客に当たることは全てに共通することだと思う。そして社会学者の場合は、それを文書化することによってその後に起こりうる誤解の回避を行うとともに、自分たちの業務の重要性の認識化をはかっているのだと思った。

日本においては契約を行うという意識があまりないようであるが、責任の所在をはっきりさせるためにも今後の意識の向上が必要であると思う。

## 20 倫理規則への固執

社会学者は、この倫理規則に従って倫理問題の解決に立ち向かい、呼びかけ、そして試みる。

### 20.01 倫理規則への精通

社会学者はこの倫理規則、その他の適用可能な倫理慣例、そして、それらを仕事に適用

する方法を熟知する義務を有する。認識不足や倫理基準の誤解は、本来、非倫理的な行動の責任を保護しない。

#### 20.02 倫理問題へ立ち向かうこと

- (a) 非常事態か倫理規則違反に当たる行動になるのかはっきりわからない場合、社会学者は倫理問題について知識のある他の社会学者か、専門倫理機関であるアメリカ社会学会の委員会、または組織の審査委員会のようなその他の実在団体に相談する。
- (b) 社会学者が訴訟を起こしたり、倫理規則によって明確化された倫理基準と法律上の要求との間に矛盾が生じ、そのどちらかの選択に直面したとき、彼らは規則への関与を公にし、同僚や専門組織または専門倫理機関であるアメリカ社会学会の委員会との協議によって責任ある態度で矛盾の問題解決に手を打つ。

#### 20.03 倫理論争における当事者の公正な取り扱い

- (a) 社会学者は、人が倫理的な不満の申し立てをしたことを根拠にした不当な扱いをしない。
- (b) 社会学者は、人が倫理的な不満の申し立ての対象になったことを根拠にした不当な扱いをしない。このことは倫理的な不満の申し立ての結果に基づいて取られた措置を妨げない。

#### 20.04 他人の倫理違反についての報告

社会学者は、他の社会学者が倫理違反をしてしまっている恐れがあると確信するのに相当な理由があるときは、非公式な決議が適切または可能なものであるならば、その人に倫理違反を気付かせることで問題を解決しようと試みる。あるいはそのような活動は当然秘密の権利に違反しないと考えるならば、この確信に基づいて続けるかどうか、またはどのように続けるかについての助言をさがす。そのような行為は、アメリカ社会学会の職業倫理委員会への委託も含んでよいだろう。

#### 20.05 倫理委員会との協力

社会学者は、アメリカ社会学会の倫理的な調査、処置そして結果的に生じる要求に協力する。そうすることで、彼らは秘密性に関わる問題を解決するために、道理にかなった努力をする。協力の不履行は倫理違反になる恐れがある。

#### 20.06 不適切な不満の申し立て

社会学者は、規律や公衆に対する誠実さを守ることよりも、つまらない倫理的な不満の申し立てや疑いをかけられた違反者を傷つけることを意図した倫理的な不満の申し立てをしたり、促したりしない。

注意：このアメリカ社会学会倫理規約の改訂版は 1989 年版の規則と、1992 年版のアメリカ心理学会心理学者のための倫理綱領と行動規範に依拠している。

### 〈コメント〉

社会学は社会全体を扱う学問であるだけに、社会を構成する「人」の扱いには十分注意しなくてはいけない。不満基準などは個々によって違うため、倫理規則に精通することで、社会学者の間で一定の基準が成立し、起こらなくてよい問題などは未然に防ぐことにもなるであろう。

ただし 20.02(a)のような場合、信念を持って研究をしている社会学者ほど、専門分野に関しては他人の意見を聞きにくくなると思うので、幅広く意見収集をすることが倫理問題へ立ち向かう際の公平さを保つ上で大切であろう。

また下の判例にもみられるように、秘密を守らなくてはいけないという職務上の「倫理基準」と発言義務を求められる「法律」との間に立った問題が生じたとき、社会学者を保障するものは不確かとなってくる。ここでは、それぞれの社会学者の信念（他の機関への相談により得たものも含む）だけが指標になるため、自分の行動に対する責任というものが大きくのしかかってくることはいうまでもなく、その行動に対する責任ある態度のあり方が今後の研究にも大きく関わってくるであろう。

社会学者が問題を取り扱う際に、対象となる人やものと自分との位置関係によって態度を変えることなく、常に客観的な立場から物事をとらえることが重要であるが、それは非常に難しいことであり、また、それが正しい結果を生むかどうかはやや疑問に感じるところもある。

### 〈判例〉

- 【事件名】 文書提出命令に対する即時抗告事件  
【裁判年月日等】 平成元年6月28日 大阪高平平成元年(ラ)第194号  
【裁判結果】 抗告棄却  
【裁判官名】 藤原弘道 川勝隆之 中村隆次  
【要旨】  
1. 氏子崇敬者名簿の提出によって第三者の秘密が公表される虞のある場合に、その提出を命じた事例。  
2. 民事訴訟法312条所定の文書が提出されることにより、第三者の秘密が公表される虞のある場合であっても当該文書の性質、内容、文書の提出による公表されることになる第三者の秘密の内容や秘密漏洩の蓋然性の程度、当該文書の重要性及びこれに替わりうる証拠の存否等諸般の事情を比較衡量して、これを提出させることが相当と認められるようなときには所持者はその提出を拒むことができない。

アメリカ社会学会職業倫理委員会における方針と手続き  
(1997年6月 アメリカ社会学会会員により承認)

導入	165
第1部 職業倫理委員会(COPE)の責任と権威	165
1 責任	165
2 COPEの権限	165
3 執行機関の責任	166
第2部 COPEに作用している規則	166
1 会員であること	166
2 役員	167
3 会議	167
4 定足数と投票	167
5 郵便による投票	167
6 利害の不一致	168
第3部 倫理規約の施行	168
1 審判権	168
2 不満の申し立てすること	168
3 不満の申し立ての準備的な事前審査	170
4 不満の申し立ての通達と非公式な解決	171
5 不満の申し立てに対する返答	172
6 議長による最初の決定	172
7 取り調べと勧告	173
8 違反という決定	173
9 制裁	174
10 決定の通達	175
11 剥奪に対する控訴	175
12 秘密性	176

注意：これらの方針と手続きは、アメリカ社会学会倫理規則の 1989 年版のセクション V に取って代わるものである。

## 導入

以下の方針と手続きは、アメリカ社会学会（A S A）における職業倫理委員会（C O P E）の責任、C O P Eの一般的な運用規則、そしてA S A倫理規約違反に対する不満の申し立ての提出や決議に関係した方針と手続きについて述べている。

## 第1部 C O P E の責任と権威

### 1 責任

C O P EはA S A会議により、A S A会員やその他の社会学者のための教育活動の発達や保障、A S A会員の倫理行動に関する不満の申し立ての調査、そして規約違反が起こったとき、制裁を課すことを通して倫理行動を促進させるために、最高水準の専門性を持つ社会学者によって確立してきた。

#### 〈コメント〉

「教育活動の発達や保障」と「制裁」など、与えるものの質は違っているが、常に圧力をかけることのできるC O P Eの存在は重要であると思う。また、倫理専門という分野が独立して存在しなくてはいけないほど、扱う内容の量と質が重いのであろうと思う。

### 2 C O P E の権限

C O P Eが権限を与えられていること：

- (a) A S A会員やその他の利害関係のある人たちへの倫理規約の公開。
- (b) 論文、セミナー、講義、事例集またはその他の資料を通して、倫理規約の下で社会学者の倫理責任に関してA S A会員やその他の利害関係のある人たちを教育する。
- (c) A S A会議に倫理規約や方針と手続きの変更を勧告する。
- (d) 個々のA S A会員に倫理規約の下で倫理に関して、非公式かつ内密な基本的助言を与える。
- (e) 調停やその他の方法を通してA S A会員の非倫理的な行動の申し立てを非公式に解決しようと努める。
- (f) A S A会員の非倫理的な行動の申し立ての調査をし、倫理規約の違反を決定し、それが適切ならば制裁を課す。
- (g) A S Aの憲章や付随規則、倫理規約及びそれらの方針と手続きとが調和するようなものとして、C O P Eの権力の範囲内で全ての問題行動を管理する規則及び手続き

を承認する。

#### 〈コメント〉

人に対して指導する立場にあった社会学者に対して、いろいろな拘束力を持つC O P E の権限は大きく、また社会学者がより正しく倫理基準の下で行動するための轡になっていると思う。さらにC O P E はA S Aに組み込まれていることから、上から下へとつながる圧力の関係で機構が保たれていると感じた。

しかし、A S A会員による行為が、C O P Eによって非倫理的だと判断された場合でも、その他の機関によって決定が覆される（裁判など）場合など、決定の基準の違いがより正しい決定を導いていることになるであろう。

### 3 執行機関の責任

(a)2(a)-(g)に基づいてC O P E を運営する。

(b)受け付けた不満の申し立ての数や種類、非公式な解決になるように助言した数、そして倫理調査への執行機関の関与に関連した適切なその他の情報を年間集計してC O P E に報告する。

#### 〈コメント〉

年間集計された情報の報告によって、今後の問題に対する対策や方針が決まるのであろうか。しかし、対象者や問題の細部の差異などによって、執行機関の臨機応変な態度というものがより重要になってくると思う。

## 第2部 C O P E に作用している規則

### 1 会員であること

C O P E の会員は、A S Aの付随規則に従って任命されるべきである。C O P E の会員は任期終了後でも、以前にあてがわれていた問題調査への参加を続けてもよいし、調査委員会がその問題に関する結果や勧告を出すのに関与してもよい。

#### 〈コメント〉

継続して問題への参加を認められていることにより、期限の危機感を感じずに問題に取り組むことができると思うが、かえって問題解決の長期化になり無駄が生じることはないだろうか。

## 2 役員

C O P E の議長や共同議長は、協会の年次大会の間に開かれた評議会会議で任命され、翌年の一月一日から丸一年従事しなくてはいけない。年次大会の前に、C O P E は翌年の議長と共同議長に関する勧告を評議会に出す。議長はC O P E の命令を実行することに対して最も重要な責任がある。共同議長は、議長が不在であったり、職務を遂行できないようなときに、議長の義務の全てを遂行する権限を持つ。そして議長によって委任されている他の仕事も遂行する。

## 3 会議

C O P E の定例会議はA S A の年次大会にあわせて年に一度開かれる。臨時会議は議長の召集がかかったとき、ときには、本人自らまたは電話による会議召集によって開かれる。

## 4 定足数と投票

C O P E のいかなる会議においても業務の処理のための定足数は、そのとき在籍している会員の過半数から成る。全ての決定は、会議に出席している会員の過半数の投票から成る。

## 5 郵便による投票

会議においてすることのできるC O P E のいかなる決定も、そのとき在籍している会員の過半数のエアメールや電気通信による確定投票に付すことができる。

## 6 利害の不一致

倫理規約で述べられたものとしての利害の対立を持っているCOP(E)の会員は、その利害対立に関するいかなる問題の審議や決定にも参加しない。

## 第3部 倫理規約の施行

### 1 審判権

- (a) COP(E)はどんなカテゴリーの会員であろうと、ASA現会員のASA倫理規約違反に対する期限内の不満の申し立てを受け取り、決定を下す審判権を持つ。被告人が申し立てられた後にASAを辞めた場合でも、COP(E)にはあたかも被告人がまだ会員であるかのようにその申し立てを解決する裁量がある。
- (b) 不満の申し立てが他の法律や組織の訴訟の対象である、またはその可能性がある行動を訴えている場合には、COP(E)はその裁量において、その法律や組織の訴訟の結論ができるまでその申し立てに関する訴訟をさらに延期できる。

#### 〈コメント〉

審判権を持つということは、COP(E)はASAの中にある他の機関から干渉を受けない、独立した存在でなければならない。不満の申し立てに対して、中立の立場で決定を下さなければならないからである。その中立性を保つために、あるいは中立性をASA会員に表示するために、申し立て、訴訟において様々な権限を持っているCOP(E)の議長を、毎年、ASAの会議で指名することにしているのだと思う。もし万が一、議長が原告、被告のどちらかによった決定をしても、翌年には新しい議長が任命されるので、非中立的な決定が繰り返されることはない。しかし、(b) のように訴訟が延期された場合、毎年議長が替わることによって、訴訟がスムーズに進められないような不都合は起きないのであろうか。

### 2 不満の申し立てをすること

- (a) ASAの会員であろうとなかろうと、ASAの会員が倫理基準に違反していることに気づいた人は、COP(E)に不満の申し立てを提起してよい。
- (b) COP(E)が代理として不満の申し立てをしてよい。
- (c) 執行部役員あるいはかれらの被指名人と連絡を取る最初の電話で、倫理違反の可能性のある事柄が規約に含まれているかどうかを明らかにするように促す。もし潜在的な不満の申し立てが規約に含まれているようであれば、規約の写しと申し立ての

用紙を潜在的な原告に送る。非公式の議論の解決と他の探求の場の使用を促す。

- (d) 疑いをもたれた行動が起こってから、あるいは見つかってから18ヶ月以上後に不満の申し立てを受け取った場合には、申し立てと認めなくてよい、または申し立てをしなくてよい。C O P E の議長が18ヶ月の期限以内に申し立てなくともよい正当な理由があると決定しない限り、このパラグラフにあるように18ヶ月の期限以後に受け取られた申し立ては認められない。もし疑いをもたれた行動が起こった、あるいは見つかってから5年以上後に受け取られた場合は、申し立てと見なされない。
- (e) 不満の申し立てには以下のようなことを含む。原告の名前と住所／被告の名前と住所／違反したと疑いをもたれた倫理規約の条項／疑いをもたれた行動と関係がある他の法律や組織の訴訟が始まられていらないという陳述、もし始められているならその訴訟の状況／その訴えの根拠になっている情報源すべてを含めた、倫理規約に違反したと疑いをもたれた行動の詳細な陳述／その訴えを立証する証拠の写し／そしてもし必要ならば18ヶ月の期限延期の要請。匿名の申し立ては認められない。もし資料が匿名で公の領域に提供されるなら、C O P E はその申し立てを支持してその資料を使うことにしてよい。

#### 〈コメント〉

(b)では、個人の代わりにC O P E が申し立てるのを認めることで、訴える人の人権を守っていると思う。性的被害を受けた場合など、個人的に申し立てることに抵抗があるとき、有効であろう。これは(e)で情報が公の場に、提供される場合のみ、匿名の申し立ての支持を認めているところでもいえる。(e)では、訴える人ではなく、訴えられる被告人の人権を守っている。つまり、むやみやたらな申し立てを防いで、非倫理的な行動をしてない人までが訴えられないようにしているのだ。

(d)のところで、申し立てができる期間を設定している。これは、18ヶ月いうある程度の期間を置いても、申し立てられないような行動は訴訟を起こすほどの非倫理的な行動ではないと考えているからだろう。それに、あまりにも時間がたつてしまうと、証拠や情報が少くなり、事実確認がしにくくなるからではないだろうか。その意味でとれば、この期間設定はいわゆる時効である。日本の刑事訴訟では、犯罪行為が終わった時点から一定の期間が経過すれば、時効が完成し、その後に訴えることはできない。この期間は一律ではなく、その犯罪行為の罪の程度によってそれぞれ設定される。この時効の進行は、在外及び逃避の場合停止する。これは申立期間の延長と同じような意味ではないかと思う。

(e)には、不満の申し立てをするのに必要な資料、情報が書かれている。日本の民事訴訟の場合、告訴するには原告、またはその訴訟代理人が裁判所に訴状を提出しなければならない。原告は、訴状に請求の趣旨及び原因を記載し、訴え提起の手数料として、法律で定められた金額の収入印紙を貼付することなどが必要となる。C O P E には手数料がかかってない。これには日本の刑事訴訟に手数料がかからないのと同じ理由があると思う。刑事訴訟は、公益を守るために訴訟であるから無料なのである。C O P E の場合は、A S A の公益を守るために、つまり倫理違反をしないこと、罰することがA S A会員にとっての

利益になるからである。それだけでなく、その対象がA S A会員に限定されていること、つまり倫理規約を守っているのが当然であるというA S A会員に対する信用、信用の表示や高い倫理性を守るために違反を訴えやすくしておくという意図も含まれている。

### 3 不満の申し立ての準備的な事前審査

- (a) 執行部役員あるいはかれらの被指名人は被告がA S Aの会員であるかどうかと、その疑いをもたれた行動が規約に含まれるのかどうかの決定を下すためにそれぞれの不満の申し立てを事前審査する。もし申し立てに 2(e)で必要とされる情報が足りなかった場合、執行部役員あるいはかれらの被指名人は原告にそのことを通達し、原告にはさらに情報を追加する機会が与えられる。もし 30 日以内に原告から何の返答もない場合は、その問題は締め切られ、原告に通達される。
- (b) もし 2(e)で挙げられたようにその申し立てが不備な点のないものであつたら、執行部役員あるいはかれらの被指名人がC O P Eの議長に通達し、申し立てに関連のある資料を提供する。C O P Eの議長と執行部役員あるいはかれらの被指名人が、C O P Eによる訴訟理由があるかどうかを見極める。疑いをもたれた被告の作為と不作為の両方、またはどちらか一方が、立証される場合において、倫理違反を構成しているとC O P Eの議長と執行部役員あるいはかれらの被指名人が判断したときは訴訟理由がある。訴訟理由があるかどうかを決定するために、信用できない訴え、推論にすぎない訴え、内容に矛盾がある訴えのすべて、あるいはそのうちいずれかの訴えが無視される可能性がある。もし訴訟理由があるなら、4(a)の中で述べられているように、公式の訴訟が始まられる。もし訴訟理由がないなら、その申し立てはこの段階で却下され、原告にはそのように通達される。

#### 〈コメント〉

執行部役員あるいはかれらの被指名人による事前審査は、要するに 2(e)の不満の申し立てに必要な情報がそろっているかどうかの事務的なチェックである。申し立ての基本的な条件、つまりA S Aの会員であるかどうか、倫理規約に関わるものであるかどうかを満たしているかどうかを審査しているのだ。申し立ての内容については、それが訴訟を起こすだけのものかどうかを判断するときに初めてふれている。ここで、矛盾のあるような申し立ては却下されるわけだが、矛盾があるならば執行部役員による事前審査の時点で却下してもよいのではないか。その方が訴訟へとスムーズに進むのではないかと思ったが、事前審査は執行部役員あるいはかれらの被指名人だけで行われるので、この段階で申し立ての内容にふれるよりも、より中立性のあるC O P Eの議長を加えた方が公正さが保たれるということだろう。確かに、この段階を踏むことで正当な申し立てが却下される危険性は少なくなる。

#### 4 不満の申し立ての通達と非公式な解決

- (a)もし訴訟理由が見つかったら、執行部役員あるいはかれらの被指名人は不満の申し立てと立証するために必要なあらゆる資料の写しと、倫理規約とこの方針と手続きの写しを被告へ提供し、非公式の手段で和解へと促す。非公式な議論による和解の方法が仲裁人をたてる以外に原告や被告に利用できないなら、執行部役員あるいはかれらの被指名人はC O P Eの一員でない仲裁人を推薦してもよい。たいていの場合、仲裁の仕事は書簡あるいは電話で行われる。仮に非公式の議論の解決が拒否されたとしても、C O P Eの会員には関係者が拒否したことを知らせない。
- (b)仲裁人として働くことを任命された人は必ず倫理規約とこの方針と手続きで述べられているように訴訟の秘密の維持に同意する。仲裁人は問題がその関係者たちの満足のいくように解決されたかどうかということだけを、執行部役員あるいはかれらの被指名人に報告する。

#### 〈コメント〉

この非公式の解決は、日本の民事訴訟でいう調停のようなものではないかと思う。調停の特徴は、裁判所の判決によってではなく、裁判官または調停委員会（裁判官と一般市民の中から選ばれた2人以上の調停委員によって構成される。）の仲介を通して、当事者が相互に譲歩し合意することによって紛争を解決するところである。手続きが簡易で迅速であり、費用も訴訟手続きに比べてさほどかからないので、広く利用されている。この調停制度は、あらゆる種類の民事紛争を話し合いで解決するために利用することができる。その上、1991年の民事調停法の改正により、土地や建物の賃料の増減を求める事件については、訴えを提起する前に、調停手続きを経なければならないこととなった。調停手続きは、原則的に当事者の申し立てによって開始されるが、裁判所が係属中の訴訟事件を職権で調停に付することもある。また、調停事件は原則として調停委員会が担当することになっているが、裁判官が適当であると考えたときは、自ら事件を担当することができる。調停期日においては、調停委員会または裁判官は、当事者を呼びだして紛争の実情を聞いた上、当事者を説得したり、調停案を示したりしながら、話し合いによる解決に向けて努力する。調停が成立したときは、調停条項が調書に記載される。この調書は、裁判上の和解と同一の効力を有す。一方、調停が不調に終わったときは、調停手続きは終了することになるが、この場合、裁判所は必要であると考えたときは、すべての事情を考慮して、関係者にとって妥当と思われる解決策を決定という形で示すこともできる。当事者や利害関係者は、この決定に対し、2週間以内に異議の申し立てをすることができ、異議の申し立てがあれば、この決定は効力を失う。異議の申し立てがなければ、この決定も裁判上の和解と同一の効力を有することになる。

違う点もいくつかあるが、原告と被告の間に仲介人が入って、ことをそれほど大きくせずに解決しようとしている点は同じだと思う。

## 5 不満の申し立てに対する返答

もし原告と被告のどちらか、あるいは両方が非公式な議論による和解を拒否するなら、または非公式な議論による和解では申し立てを解決できないなら、執行部役員あるいはかれらの被指名人が被告にその場合はこの方針と手続きに沿って進めることを通達する。被告はこの通達を受け取って 30 日後に申し立てに文書で返答しなければならない。もし正当な理由が示されるなら、執行部役員は延長を認めてよいが、その延長は 90 日を越えないものとなっている。

### 〈コメント〉

この返答というのは、申し立てられた行動に対する被告側の言い分を答えるのであろうか。次の 6 で、決定のために申し立てと返答が議長に提起されていることから、その意味のようである。被告が 30 日後に返答しなかった場合は、非倫理的な行為をしたことを全面的に認めたとされるのだろうか。そのときは、7 にあるように法廷弁護士あるいは第三者を通さないで、非倫理的な行為の責任をとることになるのだろう。

## 6 議長による最初の決定

訴訟を起こすのに十分な証拠があるかどうかに関しての最初の決定の際に、その申し立てと返答が C O P E の議長に提出される。後から追加された情報が被告と共有されていなかったり、被告に返答する機会が与えられていなかった場合は議長はその追加の情報を信用しないという条件で、議長はその裁量において、最初の決定を下す前に原告とその他のあらゆる適切な情報源の両方から、あるいはどちらか一方から得た追加の情報を要請してもよい。もし議長が訴訟を起こすには証拠が不十分であると判断した場合、その問題は締め切られ、原告と被告に文書で通達される。

### 〈コメント〉

原告から得た情報をそのまま信用せずに、被告と共有してから使うことで、情報の真実性を高めている。しかし、3 のところで訴訟を起こす理由があるかどうかをすでに審査しているのに、ここで証拠が不十分として訴訟を起こさないならば、3 の審査はあまり重要でないように思える。この 6 の部分までを事前審査とした方がよいのではないか。議長による最初の決定という項目では、まるで訴訟の判決のように聞こえる。6 までは内々に解決しようとしていて、次のところから本格的な訴訟が始まられているので、それを項目に表して書いた方が理解しやすいと思う。

## 7 取り調べと勧告

議長がその申し立てについて訴訟を起こすのに十分な証拠があると決定した場合、議長は、議長あるいは共同議長と C O P E の会員 2 名からなる調査委員会を任命し、その申し立てを取り調べさせる。委員会は職務を遂行するために、原告、被告、証人、あるいはその他の必要な情報を持っている人たちと連絡を取り合ってもよい。委員会は事実上ほとんどの仕事を書簡、あるいは口頭連絡で行う。原告と被告は倫理訴訟手続きのあらゆる段階に関して、弁護士と相談する権利を持っているが、原告あるいは被告が個人的に返答できない正当な理由を付けられない限り、法廷弁護士あるいは別の第三者を通さずに個人で、原告は訴訟を起こさなければならぬし、被告は非倫理的な行動の告発に返答しなければならない。議長あるいは共同議長がもっと長い期間が必要と考えない限り、委員会は 90 日以内に答申と制裁の勧告の報告書を正式な委員会に提出する。委員会の答申と勧告の写しを原告と被告に提供する。また原告と被告は長くても 30 日間の期限以内に、文書で返答を提出することができる。

### 〈コメント〉

日本の裁判所は、当事者尋問を除いて基本的に職権で証拠調べをすることはできない。しかし、証拠調べの結果から事実の存否を認定する事実認定の過程では、証拠の証明力の評価は、裁判所の裁量にゆだねられている。証拠を事実として、公正な目で見るためにそうなっているのだろう。C O P E においても、倫理委員会の会員で調査委員会が構成されているが、証拠の調査とその事実認定は分けられている。

## 8 違反という決定

C O P E は、その見地において訴訟の公平さに不可欠である場合には証人の証言を聞いてよいという条件で、申し立て、その返答、調査委員会に提供されたあらゆる情報、委員会の勧告と答申、そしてそれに対する関係者の返答に基づいて倫理規約違反が起ったかどうかを決定する。C O P E はさらに詳しく取り調べるために、どんなことでも調査委員会に差し戻してもよい。その評価活動の終了時に、C O P E はこの決定のための事実的根拠の概要を含めた、倫理規約に対する違反が一つまたはそれ以上あったかどうかについての決定と適切な制裁の決定を出す。

### 〈コメント〉

徹底して調査されていることから、倫理違反の決定を下すことの慎重さが伺える。

## 9 制裁

いかなる場合でも倫理規約違反があったと決定したときは、それそれが適切であるならば、C O P E は制裁を課さなくてもよいし、あるいは以下のような一つまたはそれ以上の制裁を課してもよい。

- (a) 非公式の懲戒。倫理違反があった場合でも、その違反が深刻な個人的損害と職業的損害の両方あるいはどちらか一方をもたらさないものであれば、要求された賠償の条件も含めた違反についての教育の書簡を被告に送ることにしてもよい。懲戒の中で要求された賠償の条件に従わない場合は、さらに厳しい条件が課されることになる。
- (b) 公式の懲戒。C O P E が深刻な違反で、非公式の懲戒以上の懲戒が当然であると決定した場合には、懲戒文書の写しを適切な方法で公表することを指示してもよい。
- (c) 特権の否認。A S A 出版編集部の任命は制限されないことを除いて、A S A の機関と委員会への当選あるいは任命、A S A 賞の受領、一つまたはそれ以上のA S A がスポンサーである雑誌の発行、あるいはその編集者として働くこと、A S A がスポンサーの一つまたはそれ以上の会議で論文の発表をすること、あるいは別の方法で参加すること、A S A がスポンサーの企画から研究や奨学金の援助を受けることを含めた、一つまたはそれ以上のA S A 会員の特権とA S A がスポンサーである活動に参加する機会の両方、またはそのどちらか一方を被告に認めないとC O P E は、適切な場合において決定してよい。
- (d) 会員権の剥奪。倫理違反があり、その違反が深刻な個人的損害と職業的損害の両方あるいはどちらか一方をもたらしたなら、被告のA S A 会員権はC O P E が決めた期間の間、剥奪される。この期間が終了すると、再び会員となるための資格は自動的に取り戻せるようにしてもよいし、あるいはC O P E がその後に資格が適切なものであると決定することを必要条件にしてもよい。

### 〈コメント〉

倫理違反に対する制裁の中でもっとも重いものが会員権の剥奪である。専門的職業に従事する者にとって、その会員権が剥奪されることは、それ以後の活動ができないということになる。そのような重い処分が与えられるのは、一体どのような行為を行ったときなのであろうか。会員権が剥奪されたわけではないが、その活動を停止させられた弁護士を例に考えてみようと思う。

### 高川俊二郎弁護士 懲戒：業務停止 4ヶ月

(ア) 被懲戒者は 1995 年 6 月頃、懲戒請求人 A から刑事告訴及び損害賠償請求事件の依頼を受け、同月から 10 月にかけて着手金として金 25 万円を受け取りながら、殆ど事件処理を行わないまま米国へ出張し、同年 11 月頃から A からの連絡を遮断した。

(イ) 1992 年 9 月 1 日、B から金 1300 万円を同月 10 日の返済期日を約定にて借り受けたが、同期日の返済を怠り、B の度重なる返済請求に対しできない約束をして嘘を重ね、さらに取引停止になっている第三者の小切手を交付する等、詐術を重ねて巧妙な言訳をして

支払いを引き延ばした上、1994年3月30日頃、被懲戒者の自宅の共有部分2分の1を妻へ贈与した。

#### 関栄一弁護士 懲戒：業務停止1年6ヶ月

被懲戒者は、懲戒請求人Cから訴訟事件を受任し、現にこれを追行していた1985年頃、Cに対して融資を要請して、Cが代表取締役である金融業Yより、同年6月頃から1986年12月頃までの間に前後5回にわたり無担保、無保証で合計金2702万円を年利36%の約定で借り受けたものであるが、1992年12月24日及び同月25日の両日にわたり、Cの兄から受任していた訴訟事件を口実に、Cを被懲戒者の事務所に呼びつけ、「これにサインしなければ、あとどうなるかわからない」、「Dのほうから手を引くことになる」、「兄の事件がどうなっても良いのか」などと両日とも約30分間、声を荒げて脅すなどし、その結果をして被懲戒者に対する一切の債権を放棄する旨の念書にC個人及びY社として署名させた。

弁護士のような専門的な職業に従事する人と接するとき、人々は絶大な信頼を寄せて接する。この二つの事件はそういう依頼者の信頼を利用したものである。訴訟を起こす、あるいは起こされた場合など、依頼者は個人的な問題を打ち明けたりし、弁護士と依頼者の間には強い信頼関係が必要となる。そのため、弁護士は依頼者の信頼を決して裏切ってはならないのである。弁護士、医者といった専門的職業に従事する者はその専門性に寄せられた信頼を自己の利益に利用することができる。だからこそ、専門集団には必ず審査委員会が設けられているのだろう。そして会員権が剥奪された結果、事実上活動ができなくなるということが職業倫理を守らせているのだと思う。

#### 10 決定の通達

C O P E の議長が C O P E の決定を原告と被告へ通達する。もし制裁が 9(c)あるいは 9(d)の下で課されたなら、パラグラフ 11 で述べられているような控訴によってその通達が延期される場合を除いて、C O P E はその決定の下で必要とされる適切な行動をとるよう執行部役員に指示する。

#### 11 剥奪に対する控訴

C O P E が倫理規約に違反したと評決した被告と、9(b)の下で、9(d)によって制裁を受けた被告は、決定の通達を受け取ってそれから 30 日たつ前に、控訴の通達とその理由の陳述を提起することによって、この決定を控訴してもよい。控訴が提起されたら、A S A の会長は過去の C O P E の会員から 3 名、控訴委員会を任命して、C O P E が検討したあらゆる資料を評価させ、そして 90 日以内にその決定を是認するか、破棄するか決定させ

る。控訴委員会は違反があったというC O P Eの決定を無効にしてもよいし、あるいはC O P Eが課した制裁を適切ではないと決定して、もっと軽い制裁を課してもよい。控訴委員会の決定はこのパラグラフに従ってあらゆる問題に関するA S Aの最終決定を構成することになる。

#### 〈コメント〉

日本の民事訴訟における判決に対する控訴と比較してみようと思う。

第一審裁判所の判決に不服のある当事者は、判決送達日から2週間以内に上級裁判所に対して控訴することができる。原判決に不服がある当事者は、常に提起することができる。控訴審では、裁判所は第一審と同様の方法により、事実認定を行う。控訴審は、第一審裁判所の判決に対する当事者の不服の限度で、事実と法律の適用を再度審査する。口頭弁論の性格としては、第一審の審理がそのまま継続したものであり、第一審の審理で行われた手続きは、控訴審でも効力を有する。第一審で提出された資料と、控訴審で新たに加えられた資料が、控訴審の判決の基礎となる。さらに、第二審（控訴審）裁判所の判決に不服のある当事者は、上告することができる。

A S Aの方は、任命された控訴委員会の決定が最終決定になるだけにその重みが非常に大きい。その任命も、C O P Eの議長ではなく、A S Aの会長が行うことや、過去のC O P Eの会員から任命することから、より公正な判断ができるように配慮がなされていることがわかる。民事訴訟の場合は上告までできるわけだが、上告審は法律問題に関する審理を行い、上告審の裁判所は、原則として原判決で認定された事実に拘束されるため、その決定の重みはあっても決定までの過程が違う。どちらにしても、1回の判決ですべてが決まってしまうことはないので、誤った決定がなされる確率は低くなる。

## 12 秘密性

- (a)執行部役員、C O P Eを援助する執行部役員が任命した職員たち、A S Aの法廷弁護士が不満の申し立てに関する情報を共有する可能性があるという場合を除いて、A S Aの会員に対する不満の申し立てとこの第3部の下で行われるあらゆる処置は、その問題の最終決定がされるまでは、C O P E、調査委員会、控訴委員会とA S Aの会長によって内密に保持される。会員権の剥奪という場合を除いて、あるいは決定に関する公への情報開示が別の制裁の一つとして課されない限り、C O P Eあるいは控訴委員会が倫理規約違反とした決定は内密に保持される。会員権を剥奪された個々人の氏名と、剥奪理由の簡単な陳述を年に一度、A S A評議会とA S Aの正式な会報の中で報告する。
- (b)合法的な喚問状によって、あるいは最終的な裁判所の指示によって強いられたときには、委員会はそのような情報を開示してもよい。
- (c)前述にも関わらず、C O P Eは倫理規約の必要条件について、会員を教育するため

にその決定の報告書を公開してもよい。しかし第3部の12(b)で規定されたもの以外でないなら、関係者たちと特定するものは公にしない。

- (d) ASA会員やその役員、あるいは被雇用者に対する法的行為の開始はそのような行為を行う人によって秘密性の権利を放棄することになる。
- (e) COPEが違反があったと決定したかどうかという規約違反の申し立ての取り調べに関する記録は、半永久的に安全な場所で保存される。12(b)と12(d)で規定されたもの以外でないならば、この記録は常に内密に維持される。資料が個人に関係したものと特定できなくなりさえすれば、執行部役員は研究と教育目的のために訴訟が終わってから最初の50年以内に、この資料の使用許可を与えることができる。その50年後、秘密性の義務が守られる限り、そしてこの資料が個人に関係したものと特定できなくなりさえすれば、この資料を特別な許可なしに研究あるいは教育の目的に利用できる。

#### 〈コメント〉

会員権が剥奪された人は、秘密性の保持の対象に含まれていない。これは会員権の剥奪が、社会学者にとってどれだけ重い処分かを表していると思う。剥奪された人をASAの中で公表することで、倫理違反を行った結果を提示し、倫理基準を守ることを促している。このような公表は、他の専門的職業の倫理委員会でも行われている。<sup>9</sup> のところであげた弁護士の場合も、被告の実名を挙げた日本弁護士連合会による公示がされていた。しかし、身分剥奪にまで至らなかった訴訟の決定の秘密性は、(b)や(d)のような場合を除いて、徹底して守られる。

#### 注

- (1) *Elison v. Brady*, 924 F.2d 872 (9th Cir. 1991),  
事件名、判例集の巻数 判例集名の略号 判例集の頁数 (裁判所名裁決の年)  
の順に示してある。
- (2) *Rutherford v. American Bank of Commerce*, 565 F.2d 1162 (10th Cir. 1977). 事件名、判例集の巻数 判例集名の略号 判例集の頁数 (裁判所名裁決の年)  
の順に示してある。
- (3) ASA Teaching Resource Center から  
『Quakitative Research Methods: Syllabi and Instructional Materials』等のテキストが発行されていることからもわかる。

## 参考文献

- 朝日新聞 94 年版 CD-ROM '94.07.14 朝刊 34 頁 , '94.10.17 朝刊 30 頁  
法律判例文献情報 CD-ROM
- 三重大学医学部 <http://www.medic.mie-u.ac.jp/japanese/1998/981028-1.html> 99/01/13 15:34。  
西日本新聞 社説 <http://www.nishinippon.co.jp/media/news/9810/1029s.html> 99/01/14 15:45。  
労働省女性局 1998 『職場におけるセクシュアルハラスメント防止マニュアル』,  
財団法人 21 世紀職業財団。
- 佐藤彰一 日本弁護士会連合会公告 <http://satoshorikkyo.ac.jp/satoshoh.html> 99/01/12  
15:45。
- 社団法人日本超音波医学会編集委員会 <http://wwwsoc.nacsis.ac.jp/jsum/submit/double.j.html>  
99/01/18 15:20。
- Sherma, Claire 1991 Sex Discrimination  
in a Nutshell. = 1997 上野千津子(訳)『アメリカ性差別禁止法』, 木鐸社。
- 高田 誠 <http://www.modern.tsukuba.ac.jp/~hidekazu/epo/FD-Takada.html> 99/01/18/ 19:45。

**徳島大学総合科学部社会学研究室報告 既刊**

- 1 エスノメソドロジーとその周辺  
－平成9年度徳島大学総合科学部樋田ゼミナール ゼミ論集－ 1998年3月発行
- 2 ラジオスタジオの相互行為分析  
－平成9年度徳島大学総合科学部社会調査実習報告書(第二版)－ 1998年10月発行

---

**エスノメソドロジーと福祉・医療・性**

**—平成10年度徳島大学総合科学部樋田ゼミナール ゼミ論集—**

発行日 1999年2月13日発行

編集 樋田美雄

〒770-8502 徳島県徳島市南常三島町1丁目1番地

☎ (088) 656-9308

発行 徳島大学総合科学部社会学研究室

印刷・製本 平成10年度徳島大学総合科学部樋田ゼミナール ゼミ論集 発行プロジェクト

---